

Title	産業化以前のバルセローナにおける家業と女性 (一七七〇-一八二〇) : 絹産業ギルドの親方・職人とその妻、寡婦、娘たちの「結婚契約書」 「遺言書」から
Sub Title	The role of women in family-based workshops in pre-industrial Barcelona (1770-1820) : an analysis of the marriage settlements and testaments of artisans and their wives, widows, and daughters of silk craft guilds
Author	山道, 佳子(Yamamichi, Yoshiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2021
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.89, No.4 (2021. 2) ,p.75(389)- 116(430)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20210200-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

産業化以前のバルセローナにおける家業と女性

(一七七〇—一八二〇)

——絹産業ギルドの親方・職人とその妻、寡婦、娘たちの

「結婚契約書」「遺言書」から*

山道 佳子

はじめに

A・ベッラヴィティスの指摘を待つまでもなく「女性は歴史上ずっと働いてきた」⁽¹⁾のであって、ギルドの親方が経営する工房で、親方の妻や娘やときには寡婦となった母親が、工房の生産活動やその他の賃仕事に携わることなく優雅に暮らしていたとは考えられない。それにもかかわらず、ヨーロッパの労働の歴史において、近世に女性がギルドの親方資格や徒弟修行から排除されてから、近代の工場制の下で安価な労働力として姿を現すまでの三世紀ほどの間について、製造業の中での女性が主題と

なることは少なかった。スペインにおいても同様であり、女性の経済活動は家内奉公人や乳母や助産師、行商や市場の販売人、農業労働を中心に論じられ、製造業について語られるときには、ギルド外での服飾小物などの生産が中心で、⁽³⁾ギルド社会と家族・女性を扱った研究は数少ない。⁽⁴⁾

筆者はここ数年、当該時期のバルセローナの絹産業を研究対象としているが、この時期の絹織物やストッキング、スカーフなどの服飾小物の生産は、消費革命の進展と王権の自由貿易政策による植民地市場の開放により⁽⁵⁾急速な発展を遂げ、繁栄の時期は短かったものの、その後

の同市の産業化に多くの人材や労働力、資本を提供したと評価される。⁽⁶⁾自由産業だった捺染綿布製造業などと異なり、十八世紀バルセローナの絹産業は中世末から近世初期に成立した七つのギルドに組織されていたが、ギルドは徒弟や新規親方の受け入れに関してのみならず、婚姻に関してもおしなべて閉鎖性が低く、柔軟性を持っていた。バルセローナにおいてギルドの労働文化が十九世紀以降も残存したというJ・ロメロの指摘は、⁽⁸⁾ギルドがこのように開かれた性格を持ち、資本主義的経営に対応可能な柔軟性を持っていたからであるとも言える。

十八世紀バルセローナのギルドはパリやルーアン、ケルンなどに見られるのと異なり、徒弟修行や親方資格の対象から完全に女性を排除しており、女性がギルドの正式なメンバーとして工房を運営することを認めていなかった。登録された職人や徒弟以外を工房で雇うことも認められていなかったが、親方の家族が生産に携わることを禁止してはおらず、親方が死亡した場合に寡婦が工房を継承することは一定の条件下に認められた。一方、ギルドの統制外の生産については、同市の条例（一六三六年）で、ギルドに独占権がある商品でも、女性が自分で作ったものを生活のために、店舗を構えずに市場などで小売

することが認められていた。⁽⁹⁾これとは別に、王権は啓蒙主義経済政策の一環として、マニユファクチュアでの女性労働力の雇用を認め（一七七九年）、女性の経済活動を自由化した（一七八五年）が、これを受けてギルド規約は改訂されていない。本稿が対象とする時期には互いに矛盾する制度上の枠組みが共存していたと言えるのである。⁽¹⁰⁾

絹産業のギルドが独占生産販売の対象とした製品には、ストッキングやリボン、薄地のスカーフなど、小物の製造や刺繍といったいわゆる「女性らしい」⁽¹¹⁾仕事を含むものが多く、当時のジェンダー規範に逆らわずに女性が行おうとしたときに扱いやすいものと重なった。⁽¹²⁾そして、熟練や技術を要する仕事も多い。⁽¹³⁾ギルドの親方が運営する工房での生産活動への家族の貢献、そこで雇われた労働力、ギルドの統制外での生産のどれをとっても、女性の労働が鍵を握るセクターだったと考えられる。本稿はこのような時代のバルセローナの絹産業を対象とし、ギルド社会の中で家族として果たした女性の役割の多様性を、女性の能力と経済的主体性という観点を入れて考察しようという試みである。

以下、第一章でギルド社会と女性の労働についての先行研究を概観した後、第二章では本稿で使用する史料と研究方法について述べ、続く三章以下の本論では、数量的分析といくつかの事例を通じた質的分析を合わせて、親方・職人の妻や娘の結婚前の労働経験（第三章）、妻・寡婦の家業への貢献（第四章）、妻の持参財の意味（第五章）について分析を行う。適宜、相続や婚姻に関わる当時の法的・制度的な枠組みと、史料に見られる実際の運用を対照させ、制度的な分析だけでは明らかにならない、娘、妻、寡婦としての女性の家業への貢献の様々なあり方の実際とその重要性を明らかにしたいと考える。

第一章、「衰退論」から「主体性」の注目へ…ギルド社会と女性の労働に関する先行研究

前近代ヨーロッパの女性と労働に関する先行研究において、中世を女性の労働にとつての黄金時代とみなし、その後のギルドが女性の労働参加を阻害し、周縁化したという議論がある。A・クラーク（一九一九）に始まるこの見方は、八〇年代にギルドの男性性を強調して「衰退論（Decline Theory）」を確立したM・ウィスナー、「ギルドの再評価」への反対論者として知られるS・

オーグルビーら、南ドイツをフィールドとする研究者に受け継がれ、後者は特にギルドが技術教育や労働市場のコントロールにより女性の経済への参入を制限し、マージナルな職業に追いやったのだと論じる⁽¹⁴⁾。

これに対して、十六世紀リヨンでの女性の多様な労働参加を扱ったN・Z・デーヴィスの仕事に続き、C・H・クロウストンやE・C・マズグレイヴらフランス史研究者により、パリでは女性裁縫師のギルドがあり少女を対象とした徒弟制度があったこと⁽¹⁶⁾、ルーアンでは絹リボン織りギルドに女性の親方がいたこと⁽¹⁷⁾、ナントでは女性のギルドへの参加が裁縫師に限られなかったことが次々と明らかにされた。D・M・ハフターは十八世紀リヨンの絹産業を対象として、親方の妻の労働が小規模な工房にとつては存立の成否を分ける重要性を持っていたことを示し、また、ギルドの親方の下請けで働く女性が材料の糸などをくすね、技術とネットワークを生かして、ブラックマーケットで取引する様子を描き出した⁽¹⁹⁾。

このように、ギルドが男性中心の家父長主義的な組織であったこと、その中で女性が不利な立場に置かれたことを前提としながら、地域や業種による差異が大きかったこと、規則の抜け穴を見つけ、当局の黙認を得て活動

していた女性がいたこと、中にはギルドから排除されるという地位を利用して活動し、ギルドに組み込まれることを拒否する女性もいたことが明らかにされてくると、制度からの排除が必ずしも女性による社会資本の形成を妨げたとは限らず、女性を貧困や周縁的な地位に追いやってただけではないという見方が出されるようになった。⁽²⁰⁾

このような文脈で、法の抜け穴や違法な営業をも含めて都市経済のあり方を評価するべきだという視点が出され、経済的主体性 (agency) の発揮の実態を、史料から明らかにすることが目指されるようになった。⁽²¹⁾

同時に、女性の労働を生産の現場だけから見るとはなく、家庭や家計の中で捉え直すことで、無報酬で行われる再生産に関わるケアなどの労働のみならず、家庭内での市場向け生産活動への家族としての貢献など、多様な労働のあり方に光をあてようという試みがなされるようになった。⁽²²⁾ しかし、既婚女性は史料に現れにくいために主題となりにくく、⁽²³⁾ 研究は未婚女性や寡婦に偏りがちである。⁽²⁴⁾ 既婚女性については、家業から独立した有償労働に注目した研究が進みつつある一方、⁽²⁵⁾ 無償での家業への貢献についての研究は不足している。⁽²⁶⁾ 既婚女性の家庭の中での労働への注目は、必然的に女性の労働を生産構

造や文化的なジェンダー規範だけでなく、相続や結婚の制度などを考慮に入れつつ、女性のライフサイクルの中で捉えることを要求する。この文脈において、オランダの労働史と女性史の研究者の中から、J・ド・フリースの「勤勉革命論」を発展させ、女性の経済活動が十八世紀の成長を支えたのであり、その際に「北ヨーロッパ型」の婚姻パターンがそれを推進したとの議論⁽²⁷⁾が出されたのに対して、B・ズッカ・ミケレットは家父長制の「地中海型」婚姻パターンの社会においても主体的な女性の労働参加は存在したと反論した。⁽²⁸⁾ 本稿も同様の立場から分析を行うため、この議論については後述する。

以上のようにギルド社会における女性と労働の歴史研究は、ギルドのもつ男性性という大前提を認めながらも、どのような社会においても女性は労働してきたということ、そして限られた条件の下でも経済的主体性や才覚を発揮したり、ギリギリの環境でも力強く抜け道を見つけて生きた女性たちがいたという、言ってみれば当たり前のことを再確認する方向に進んできている。そういった分析の過程で多くの個別研究により明らかにされる事例は、実際の人々の経験を史料の中に探す研究の重要性を示している。

第二章、史料と研究方法

女性と労働の問題を研究する際に誰もが直面するのが史料の問題である。「記録されない」歴史事象をどのように救い上げるのかという課題に対して、研究者たちは各々のローカルな事情に合わせて、新たな史料の発掘や解釈を行っている。センサスや徴税記録をその限界を認識した上で利用しながら、裁判史料や警察史料を使うことによつて違法な経済活動を含めて分析したり、あるいは日常を描き出したり、救貧の記録から貧しい女性の労働実態を明らかにしようとしたり、慈善学校の記録から孤児たちの預け先に女性親方たちの存在を探したり、女性による教会当局や市参事会に対する陳情を分析したり、手紙などのエゴ・ドキュメントを利用したりといった試みである。通常は形骸化していることの多いギルド規約も、リヨンの絹織物ギルドのように、改変が女性の労働に関する商人と親方織工の利害対立を反映している場合や、パリの女性裁縫師ギルドの場合のように女性による組織自体の記録として使える場合には、史料として有用である。遺言書や結婚契約書⁽³⁹⁾、死後財産目録⁽⁴⁰⁾など、女性の人生の節目における記録も、女性の経済活動や財産に対す

る権利の実態を知る大きな手がかりを与えてくれる⁽⁴¹⁾。

筆者はこれらの中で、絹産業者本人かその息子、娘を当事者とする「結婚契約書」と、絹産業者とその妻・寡婦の「遺言書」「死後財産目録」を史料として利用する。これらは全て公証人文書として記録され、「バルセロナ公証人歴史文書館」(Arxiu Històric de Protocols de Barcelona、以下AHPB)に保管されている。当該時期のバルセロナには公証人が九十人以上おり、時系列順に様々な文書が記録された分厚い手稿本が一人の公証人あたり数十冊あるため、全てを開けることは不可能である。よつて、先行研究や筆者の調査の過程での判断から、繊維業に関わる手工業者や商人の文書を多く扱っていると考えられる公証人を選び、その記録を一定の期間について網羅的に調査することにした。その結果、「結婚契約書」については十四人の公証人の調査により四二五件(比較対象として皮革・金属セクターの手工業者の結婚契約書を二三五件)、「遺言書」については九人の公証人の調査により五四二人分(男性三三〇人、女性二二人分、遺言は一人で何度も残す場合があるので文書の件数ではなく人数)、「死後財産目録」については遺言書と同じ公証人の調査により一三一文書のサンプルを得た⁽⁴³⁾。

当時の手工業者の数が確定できないため代表性について語るのは難しく、⁽⁴⁴⁾財産を持つ層に若干サンプルが偏ることは否めないが、そのような性格を認識しながら分析を行うには十分な数であると考ええる。このうち、「遺言書」については既に数量的分析を中心にまとめているので、⁽⁴⁵⁾今回はいくつかの事例の質的分析を試みる。「結婚契約書」については、調査の一部をA・スラーとの共同研究として行い、その成果を国際学会などで発表してきたが、⁽⁴⁶⁾今回は全ての史料を検討し直し、新たな視点からの分析を加える。「結婚契約書」を中心史料として使う大きな理由は、当事者にとって人生の最も重要な契約であるために偽りがなく、夫婦間の契約であり男性の情報と同じだけの情報を女性について得ることができることである。「死後財産目録」については、男性に比べて女性の「目録」がたいへん少ないため、本稿では一部の事例を補助的に使うにとどめる。

「遺言書」についてはすでに別の機会に論じているので、⁽⁴⁷⁾「結婚契約書」の史料としての特徴について簡単に述べておこう。「結婚契約書 (capitols matrimonials)」は結婚する新郎新婦と(存命であれば)双方の両親を当事者とする契約で、結婚に際しての親から子への財産の譲渡

に関する契約と、新郎新婦間での持参財のやり取りなどに関する契約の両者を含み、十八世紀後半になると作成率の減少が指摘されるものの、近世カタルーニャにおいては大半の場合に作成されたと考えられる。⁽⁴⁸⁾スペインの中でもカステイリヤなどの分割相続地域とは異なり、子の結婚の際に財産の相続がなされるために存在する特徴的な文書で、元々は別個の文書だった相続に関する親子の契約、婚姻を取り結ぶ家族間の持参財の約束とその受け取り証書などが中世後期に一つに合わさったものである。⁽⁴⁹⁾最も単純なケースでは、新婦の父親から新婦への財産の法定遺留分の贈与と残りの遺産に関する権利の放棄、新婦から新郎(とその父親)への持参財(dot)の贈与とその条件(持参金の額、箆笥の数で示される嫁入り道具、遺産を相続する子供ができずに結婚が解消された場合の返還条件)⁽⁵⁰⁾、新郎側による持参財の受け取りの表明、それに対して保証される新郎側から新婦側への「増額 (escreix)」と呼ばれる贈与の提示がなされ、当事者たちによって署名される。短い場合には五、六頁であるが、新郎新婦のどちらかが包括相続人である場合などには財産継承にあたっての条件が細かく付け加えられ、十五頁から二十頁程度になることもある。

本研究ではこれらの情報の中から、新郎新婦および両親の名前、新郎とそれぞれの父親の職業、出身地、両親が存命であるかどうか、契約書の日付、契約が宗教的結婚の前であるか事後であるか、「持参財」の内容、持参金の額と条件、持参財を誰が贈与あるいは準備しているか、新郎側からの「増額」贈与の額と条件、新郎の両親から新郎への財産贈与の有無と条件、新郎新婦の署名の有無、新郎新婦の年齢に関する記載、その他の特記事項についてデータベースを作成した。以下に分析結果について述べていこう。

第三章、親方・職人の妻や娘の結婚前の労働経験

当該時期バルセローナの絹産業において、親方・職人の妻に占める同業者の娘の割合は十一から十三%程度と、同業の家族間の結婚（エンドガミー）⁽⁵¹⁾が限定的だったことは、これまで複数の機会に述べてきた。しかし、この「限られたエンドガミー」は、親方の娘の結婚相手という視点から見ると異なった様相を呈する。今回調査したサンプルのうち、絹産業者の娘の「結婚契約書」一六九件から、新婦の父親が親方ではないと明示された九件を除いた百六十件において、三五人（二一・八八%）は父

親と同業の親方・職人と結婚し、四十人は異なる職業の絹産業者と結婚していた（絹産業のセクター内での結婚は四六・八八%）。つまり、親方の娘として結婚前に家業を手伝っていたと考えられる女性のうち、約半数はおそらく習い覚えた職業の技術や人脈を活かせる相手と結婚し、約半数が全く別業種の夫と結婚していたのである。

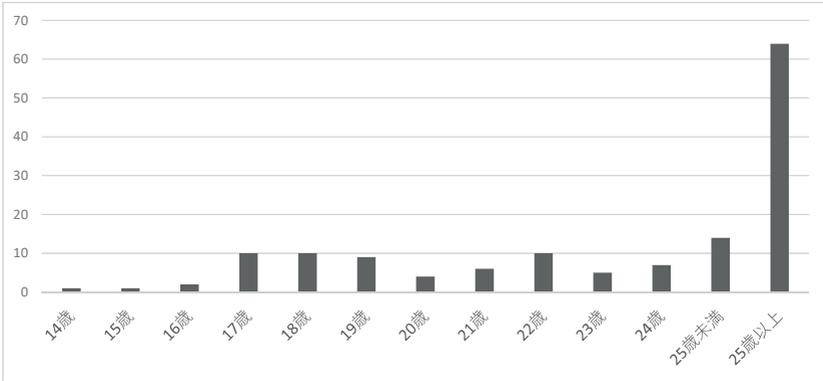
手工業者の家に生まれた女性の労働経験については、親方の娘が家業を手伝いながら職業を習い覚え、結婚後は同業の親方の妻としてその知識を利用してながら夫を助け、夫を亡くした場合には寡婦として工房の運営にあたるという通説がこれまで広く認められ、結婚前の娘の労働経験は「インフォーマルな徒弟制」や「隠れたキャリア」と呼ばれてきた。⁽⁵²⁾バルセローナの絹産業ではこの通説が当てはまる場合と当てはまらない場合が半々だったということになるだろうか。本章では、結婚前の女性の労働経験について考える前提として、当時の手工業者の家庭における娘の平均的な結婚年齢について考察した後、奉公により自らの持参財を準備して絹産業の親方・職人と結婚した他業種の家庭の娘たちの事例と、親方の娘たちの事例の双方について検討を加えたい。

(二) 女性の初婚年齢と結婚前の労働経験

T・デ・ムーアとJ・L・ファン・ザンデンは、婚姻が家族同士の取り決めにより、女子が生家から持参財を持たされて結婚する「地中海型」の婚姻パターンと異なり、子供が結婚前に独立して賃金労働につき、自らの労働によって貯蓄した資金によって男女が両性の合意により家庭を築く「北西ヨーロッパ型」の婚姻パターン（ヘイナルのいう「ヨーロッパ型結婚形態」）において、女子は晩婚となり（初婚年齢が二四歳から三十歳）、結婚後も妻が労働市場に参加して可処分所得が増えるために消費が促進され、産業化を招く力となると説いた。⁽⁵³⁾ それに対してズッカはイタリアのトリノの事例から、「地中海型」の婚姻パターンの地域においても、都市の商業や産業に携わる家庭においては、女子は北西ヨーロッパと同様に晩婚であり、妻が自らの持参財の処分に関する権限と主体性を持つていたことを明らかにした。⁽⁵⁴⁾ つまり、十五歳くらいで労働経験を持たないままに嫁ぐのではなく、その後十年前後の労働経験を経てから結婚するのであれば、持参財を持つて家族の取り決めによる結婚をしたとしても、女性は経済的な主体性を持ちうるという議論である。

バルセローナの場合には内戦によって市内の小教区の教区簿冊がほとんど失われていること、司教区に残されている婚姻記録に名前と職業・出身地の記載はあるが年齢の記載がないことから、女性の結婚年齢を史料的に実証することは困難を極める。そこで今回、絹産業に関わる四二五件の「結婚契約書」のサンプル全体から、おそらく新婦が法的に未成年（二五歳未満）だった場合に確実に年齢の記載があると判断した六人の公証人を選び、その中から結婚後に取り交わされた契約と新婦が再婚の場合を除いた計一四三件のサンプルから、女性の初婚年齢を推定した（「グラフ1」⁽⁵⁵⁾）。未成年との記載のみだったケースの存在（十四件）と、二五歳以上の場合には年齢が書かれていないことから、平均年齢は計算できないが、少なくとも十四歳（一人）、十五歳（一人）、十六歳（二人）という若年での結婚は稀であり、半数近くの場合に初婚時の年齢が二四歳以上だった（二四歳は七人、二五歳以上が六四人）ことがわかった。この推定が妥当であれば、娘の家計への貢献が必須ではない一部の富裕層を除き、家業の手伝いであれ、家庭外での奉公であれ、女子は十年以上の労働経験をを経てから結婚するのが一般的だったということになるだろう。つまり、ここで見た

（人数）



【グラフ1】 バルセローナの絹産業の世界における女性の推定初婚年齢
（1777-1820、計 143 人のデータによる）

（AHPB 所蔵文書より筆者作成）

バルセローナの手工業者の家庭においては、「地中海型」婚姻パターンの地域でありながら、トリノと同様に、女子の初婚年齢については「北西ヨーロッパ型」の地域とあまり変わらなかったということになる。

（二）家内奉公により自らの持参財を準備した娘たち

結婚前の十年以上の労働経験を奉公に出て過ごした娘と、家業を手伝っていた娘の比率がどれくらいだったのかはわからないが、四二五件の絹産業者の「結婚契約書」のうち一割にあたる四十件で、妻が持参財の全てか一部を自らの労働により用意したと記されていた。ここではその中から、絹産業とは無縁な家の生まれで、絹産業の親方の家で奉公し、奉公の後に絹産業の職人・親方と結婚した二人の女性の事例を取り上げて考えてみたい。イグナシア・パレラはバルセローナ金の箔師親方の娘で、結婚前にベルベット織り親方ペラ・ヌラス・リウスの家で「多くの年数のあいだ」奉公し、その報酬と祝金として受け取った三百リウラと、奉公の給金で購入した箆筒と衣類、リネン類を持ち、一七九一年にアステバ・アスピナルトというベル織り職人と結婚した。アステバはサン・ジュアン・ドウローという内陸部の田舎

の出身で、バルセローナ生まれで絹産業の知識を持つイグナジアとの結婚を強く望んだのか、破格の七百リウラの「増額」贈与を約束している。⁽⁵⁷⁾しかし彼は結婚後二年で亡くなり、イグナジアは亡夫の故郷の家の相続人から「増額を含めた持参金の払い戻しとして」千三百リウラを受け取る。それから五年後の一七九八年、寡婦であった期間の稼ぎ二七〇リウラを足して一五七〇リウラの持参金を手に、彼女は市外出身のバール織り親方のアントン・ルメウと再婚する。⁽⁵⁸⁾

イグナジアの両親は彼女の初婚時に既に亡くなっており、遺産は一切受け取っていない。おそらく若くして奉公に出なければならぬ環境にあつたと考えられるが、バール織り親方の家での奉公で得た技術やコネを生かして、その後の人生を生きていったようである。一七九二年にアステバとイグナジアが遺している遺言書では、互いに相手を包括相続人に指定し、遺言執行人としてどちらもありウス親方とその兄弟の神父を指定している。⁽⁶⁰⁾ここから、奉公先の主人が身寄りのないイグナジアの後見人のような役割を果たしていたこと、夫もその後ろ盾を頼りにしていたらしいことが想像できる。二人目の夫アントンはイグナジアを残して一八一三年に亡くなってい

るが、彼の「死後財産目録」からは、夫婦がリウス親方の持ち家のワンフロアを借りて住んでいたこと、家の一室に四台の織機を保有していたこと、亡くなる前にはすでに生産活動から引退していたようだが、調度品や他の絹職人への貸金の記録などから、不自由のない暮らしをしていたことがわかる。⁽⁶¹⁾残念ながらその後のイグナジアについての情報は見つからなかったが、二人の夫の遺産を受け取り、生活に困ることなく一生を送つたであろう。

次にカタルーニャ内陸の山間の村サン・イポリット（ウゾーナ郡）の靴製造職人の娘マリア・カムの例を見てみよう。彼女も結婚の際にすでに亡くなっていた両親からの遺産は受け取っておらず、奉公先の主人である絹リボン織り親方のフランセスク・ナダルから贈られた八〇リウラの祝金と、「自らの労働と腕で（*ab son the ball e industria*）」買い揃えた筆筒と衣類、リネン類を持って、一七八四年にバルセローナの絹糸親方の息子である燃糸職人のジュゼップ・ウリエーと結婚している。「結婚契約書」に新郎は二二歳と書かれているが、新婦の年齢の記載はなく、結婚時に二五歳以上だったと考えられる。また、奉公で得た給金（*soldada*）ではなく「労働と腕で」嫁入り道具を買い揃えたと書かれている

ことからは、おそらく有力な絹リボン織り親方だったナダルが、家内奉公という名目で雇った女性に生産活動の補助や下請けの仕事をさせており、マリアはそのような仕事から収入を得ていたと推測できる。八〇リウラという少額の持参金で、関連する業種の家で育ったのでもなければ市内出身でもないマリアが、将来親方になる資格を持った絹職人と結婚しているのは、奉公によって得た技術や知識、コネによると考えるのが自然だろう。

○・ハフトンが言うように、若い女性にとって手工業者の親方の家での奉公が辛いことや危険なことだらけだったのは疑いない。⁶³しかし二人の事例を見ると、奉公によって結婚資金を稼ぐだけでなく、技術や知識を身につけて人生を切り開いていく女性もいたこと、決して一般化はできないが、社会上昇を遂げるケースもあつたことがわかる。また、女性にとつて結婚前に職業を見習う機会や場が、自分の生まれた家だけには限られなかったこともわかる。十八世紀ヨーロッパの絹産業の中心だったリヨンでは、絹産業の親方が周辺山間部出身の若い女性を安価な労働力として住み込みで雇つており、彼女たちが奉公人と呼ばれながらも生産活動の一翼を担つていたことがわかつている。⁶⁴バルセローナで女性の労働がそこ

まで生産過程に組み込まれていたかどうかを明らかにする研究や史料はない。しかし、職人と徒弟以外の労働力の雇用を禁止したギルド規約に反して、有力な親方たちが女性を雇つていたことは確実なようである。⁶⁵家内奉公人として親方の家に入ること、そこでおそらく生産活動に携わること、ギルド社会の外部の女性がギルド社会と接点を持つ機会となり、運に恵まれれば才覚を発揮する場となつたと言ふことができるだろう。

(三) 親方の娘たち

絹産業の親方の家に生まれた娘たちは、結婚前にどれくらいの年数を実家の工房を手伝つて過ごしたのだろうか。先に検討した初婚年齢のサンプルの中から親方の娘(五五件)を取り出して比較すると、十六歳以下の例はなく、十七歳が六人、十八歳が三人、十九・二十歳はゼロ、二十一歳から二三歳はそれぞれ三人、四人、三人、二四歳が四人で、未成年とだけ書かれていたのが八人、二五歳以上と推測されるのが二四人だった。二四歳と二五歳以上を足すと全体の半数を超え、先に紹介した数字と大差はないが、年齢は若干高く、若年で結婚する者はより少なかったことがわかる。ちなみに十七歳で結婚した

六人の例を見ると、工房の跡取りである男性に嫁入りしているケース(二件)、多額の持参金を持って布地商など社会ランクが上の男性と結婚しているケース(二件)、自身が跡取り娘で同業の若い職人と結婚しているケース(一件)などであった。ここから判断する限り、特殊な事情がない場合、親方の娘たちは持参金を持たされて若いうちに有利な結婚をするよりも、労働力として長く実家にとどまることが期待されていたと考えられる。これらの親方の娘の結婚から、父親と同業の職人と結婚した場合(いわゆる「隠れたキャリア」が有効となる場合)について、以下に事例を挙げて検討しよう。

まず、親方の娘が工房を含めた財産の包括相続人となっているいわゆる「跡取り娘」のケースは、親方の娘の「結婚契約書」(一六〇件)の中で六件(三・七五%)とたいへん少ない。この六件の全てで娘は同業の職人と結婚しているが、その取り決めで目立つのは新婦の父親の権限の強さである。典型的な例を挙げると、飾り紐製造工房を持つ親方アステバ・ムマルの娘マリアは、市内の大工の息子で飾り紐職人のジュアン・リュネイと結婚するにあたり、持参金二千リウラと箆筭二竿の嫁入り道具を父親から贈られるが、持参金が渡されるのは夫婦に男

子が生まれ、結婚から十年が経過し、新婦の父親が死亡した後という条件付きである。⁽⁶⁶⁾十年間、若い夫婦は妻の父の扶養を受けて同居し、その工房(会社)で働く。妻の父は会社に一万から一万二千リウラを投資すること、十年が経過したら娘婿ジュアンと利益を折半し、経営は娘婿に譲り渡すことを約束している。「結婚契約書」は新婦の父と新郎の間の会社経営と財産に関わる契約という色合いが強く、十年間は夫婦共に妻の実家に労働を提供することが約束させられている。新婦マリアは契約時に十七歳と記されているので、二七歳までは子供を産み、家事をしながら、家業を手伝うことが期待されていると考えられる。しかし史料に彼女の働きへの言及はない。跡取り娘でないケースでも、新婦の父親が健在で、娘婿が妻の父親の工房で働くことを前提とした結婚契約は存在する。例えば、ベルベツト織り親方トマス・リエラの娘マヌエラは、五百リウラの持参金を持って同業の職人アンドレウ・ボスクと結婚しているが、彼女の父親はアンドレウが工房を手伝う間は娘夫婦を扶養し、独立する際には織機の半分を娘夫婦に譲ると約束する。⁽⁶⁷⁾また、リボン織り親方のペラ・マスリエラの娘ロザと同業の親方パウ・ベントザの結婚では、夫は妻の持参金と同額の

五百リウラを婚資 (aikovan) として持参しており、妻の父は、ロザの兄弟で跡取り息子のジュアンがリボン織りの職を継がなかった場合には死後にパウに工房を譲り、ジュアンが職を継いだ場合には工房の半分と家具などを遺贈すると約束している。いずれの場合にも、娘が実家の家業と関係を持ち続け、場合によっては結婚前も結婚後も家業を手伝っていたであろうことが予想され、娘を介した職業 (工房および技術) の継承の可能性が想定される。しかしこれらの場合にも、史料の中に娘の労働への直接の言及は見つけられなかった。

親方の娘であっても継ぐような遺産がなく、結婚前に家の外で働いていた場合にはそれについての記述を見つけられるが、結婚前に家業を手伝っていたであろうと考えられる、独立して工房を経営する親方の娘の場合、結婚前の労働経験を史料から明らかにするのは難しかった。結婚前の労働経験を生かした仕事を結婚後に継続したと考えられる場合にも、教師や公証人と結婚しながら自ら服飾雑貨店を開いて経営したマリアレーナ・ジュルダーナのように、夫の職業が異なる場合には史料に記述される可能性があるが、夫の職業である家業で共に働く場合には現れにくい。なお、結婚後の女性の経済的主体性

証明するために、ズッカはトリノの事例において、女性の実家から持たされた持参金を結婚後に自由裁量で処分する (新しい家庭の事業などに運用する) 許可を求める「持参金譲渡手続き」に関わる法廷文書 ('alienazioni totali') を用いた。⁽¹⁰⁾ カタルーニャにはこのような手続きは存在しないが、この観点をヒントにするならば、持参金使用の自由裁量権がどの程度与えられているのかを見ることは、女性の結婚前の労働での家業への貢献度や、結婚後の経済的主体性の有無を図る目安になりそうである。この分析は第五章 (二) で行うこととする。

第四章、妻・寡婦の家業への貢献

中小規模の工房で家族の女性に期待される役割にはどのようなことがあるのだろうか。旧体制のフランスにおけるビジネスについての「夫が腕だったとするなら、妻は舌であり頭だった」というA・パボーの言葉が雄弁に表すように、⁽¹¹⁾ 生産の補助から顧客対応、ときには帳簿づけや通信文の作成、夫が留守の場合の代理など、多岐に渡ったと考えられる。ランザが言うように、ギルドの公的な制度の中に女性の存在が認められなかったとしても、それは女性の労働の不在を意味するのではなく、むしろ

妻や子供の労働は工房の運営に不可欠のものと捉えられていたと考えるべきである。⁽⁷²⁾ リヨンの絹織物業においては親方の妻が雇われた職人と同様に一台の織機を任されて生産に従事した様子がわかっているが、バルセローナにおいても同じような労働の実態が存在したのかどうかを示す史料を私たちは持っていない。⁽⁷⁴⁾ そこで本章ではまず、女性の能力のひとつを推測させる要素として「結婚契約書」への署名率を分析し、次に妻の家業への貢献について、夫が先に亡くなった場合の相続とその場合の夫の「遺言書」の記述から考え、最後に実際に寡婦として夫の工房を継いだ女性の事例について考察したい。

(一) 「結婚契約書」への署名から考える女性の能力と役割

【表1】からわかるように、絹産業の親方・職人を夫とする夫婦では夫の署名率が約九五%、妻が四三%を超え、親方の娘では約五四%と、驚くほど高い数値を示す。⁽⁷⁵⁾ また、社会的な地位がそれほど違わない同じ手工業者層の家庭でも、金属・皮革セクターの署名率は低く、明らかな差が見られる。親方・職人の妻の署名率も絹産業は金属・皮革セクターの署名率を八%近く上回っている。

【表1】 結婚契約書への署名率 (1770-1820年、計541文書による)

絹産業の親方・職人(296件)	署名あり	署名なし	金属・皮革部門の親方・職人(127件)	署名あり	署名なし
夫	281(94.93%)	15(5.07%)	夫	110(86.61%)	17(13.39%)
妻	128(43.24%)	168(56.76%)	妻	33(25.98%)	94(74.02%)

絹産業の親方の娘とその夫(160件)	署名あり	署名なし	金属・皮革部門の親方の娘とその夫(106件)	署名あり	署名なし
夫*	155(97.48%)	4(2.52%)	夫	96(90.57%)	10(9.43%)
妻	86** (53.75%)	74(46.25%)	妻	28(26.42%)	78(73.58%)

*一人が契約に不在

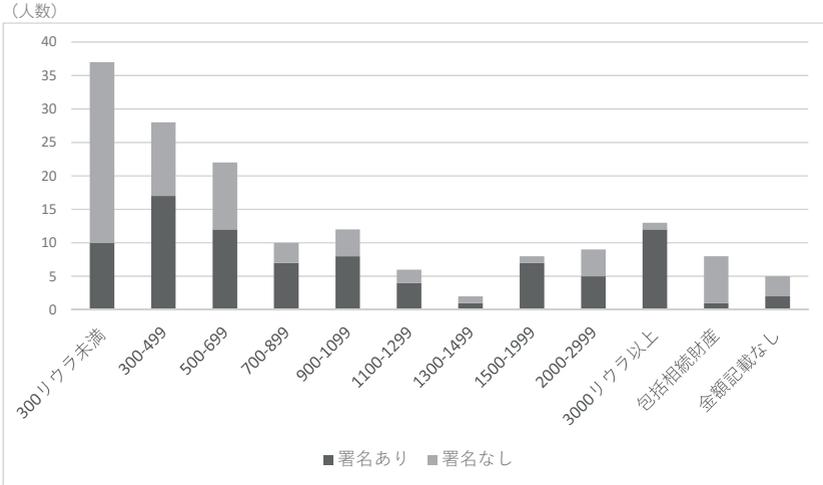
**ただし3名はたどたどしい署名

Yamamichi y Solà (2019)を一部修正

るが、親方の娘の署名率の差はより顕著であるのは、金属・皮革セクターの工房がローカルな市場を相手にすることが多かったのに対して、絹産業ではそもそも通信を要する遠隔地交易を柱とする取引が多かったこと、女性が字を書くことを伴うような形で家業に参加することを期待される割合が高かったことを意味していると考えられる。もちろん、自分の名前が書けることと、帳簿をつけたり通信文を書けたりすることはイコールではないが、読み書きができない場合には文書の最後に「字が書けない」と言うので、証人の誰々が代わりに署名する」と記されており、字が書けることと書けないことは明確に区別して認識されていた。結婚時に字が書けると言って署名している女性は、明らかにそれを意識した教育を家庭で受けていること、その後の必要性によってより巧みに文字を操るようになる可能性があったことを示している⁽⁷⁶⁾らう。

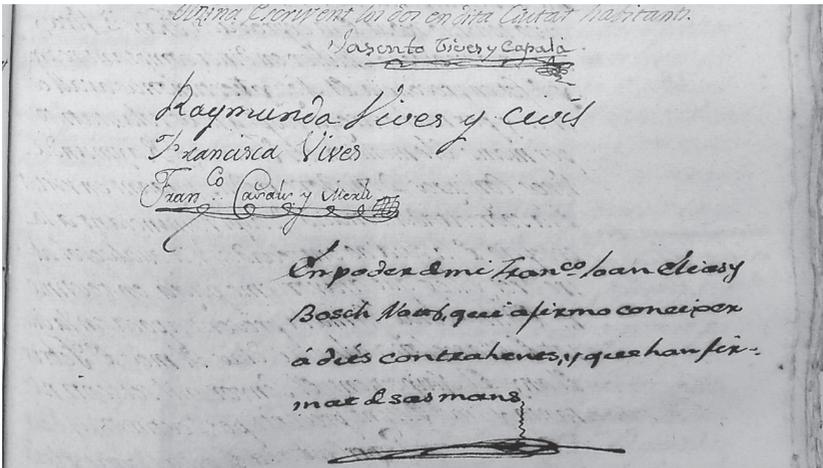
前章で見たイグナジア・パレラやマリア・カムスのように、若くして家を出て長く家内奉公を経験した女性たちはたいがい「字が書けない」と申告している。そうすると識字教育を受けていたのは、ある程度余裕があり工房や店舗を自営しているような手工業者・商人層の娘で、

結婚前に家業を手伝っていたようなグループと言えるだろうか。【グラフ2】は親方の娘の署名率を、持参金の額との関連によって示したものである。明らかに持参金が三百リウラ未満の層では署名のない割合が高く、三百リウラ以上七百リウラ未満で約半数となり、七百リウラ以上では署名のある率が圧倒的に高くなり、千五百リウラ以上ではほとんどの娘が署名をしていることがわかる。三百リウラ未満の層で娘の署名率が低いのは、父親が独立した工房を持っていなかったり、両親が早く亡くなっていたり、家計に余裕がなく仕事を選ばずに働きに出ざるを得なかったりしたためであろう。娘に三百リウラ以上の持参金を持たせられる親方は、小規模でも独立して工房を持ち、経営がそれなりに安定している層であり、七百リウラ以上の層では遠隔地交易を手広く行っている場合などが多く、娘には家業を手伝わせ、将来の条件の良い結婚のために識字を含めた教育を与えていたと予想される。しかしそう考えると、跡取り娘の場合にほとんど署名がない理由は謎である。なお、千五百リウラを超えるとかなり裕福で商売が繁盛している層であり、娘の結婚相手にはギルド社会の中のエリートや、商人、公証人などが選ばれる⁽⁷⁸⁾。



【グラフ2】 持参金の額による絹産業の親方の娘の「結婚契約書」への署名
(1770-1820、計160件)

(AHPB 所蔵文書より筆者作成)



【図版1】 裕福な親方の娘の「結婚契約書」での署名

(AHPB, Elias i Bosc, 1123/16: 63) 筆者撮影

上から新婦の父 (Jacinto Vives y Capala)、母 (Raymunda Vives y Civil)、新婦本人 (Francisca Vives)、新郎 (Francisco Casls y Merli) の署名がある (新郎の父母は故人)。

裕福な親方の妻と娘の署名として典型的な例を紹介すると、【図版1】は絹リボン織り親方ジャシント・ビーベス・イ・カバラの娘フランシスカと布地商フランシスコ・カザルス・イ・メルリの結婚契約書である。図版で見ると、親方よりもしっかりとした親方の妻（新婦の母）の署名と、母親と似た字を書く娘の署名が印象的である。この娘は一六八〇リウラの持参金と筆筒二竿の嫁入り道具を持って、社会的には一ランク上と考えられていた布地商と結婚している。

（二）相続と夫の「遺言書」での言及

妻の家業への貢献の様子を書き残している史料は存在しないため、次は夫が死んだ際の相続と遺言書での記述から、妻の家業への貢献の推測を試みる。カタルーニャは男子優位の長子単独相続を原則とするが、以前に「遺言書」を利用した研究で明らかにしたように、実際には妻（寡婦）が包括相続人に指定される割合が四分の一に上り、長男あるいは長女が単独で相続した場合にも、六割以上で妻（寡婦）が用益権者に指定されていた⁽¹⁹⁾。用益権とは財産の運用に関する（売却や処分以外の）全ての権利を含むことから、夫の死後に寡婦となった妻は、大

半の場合に夫の遺産の実際の運用権を持っていたことを意味する。今回、新郎が包括相続人に指定されている五二件の「結婚契約書」を調べたところ、新郎の母がすでに亡くなっている場合（二六・九二％）と母が寡婦として贈与を行っている場合（二三・四六％）以外に、ほとんど全てのケースで母親には父親と同等の生存中の用益権が担保されていた⁽²⁰⁾。このように寡婦が事業の継続にも子供の養育にも大きな力を持っていたと言える。もちろん成人である子供が財産を相続し、寡婦である相続人の母親に用益権が与えられた場合、相続人と用益権者の間に対立が生じることは稀ではなかった。また、以上に述べた相続権や用益権を保持する条件が、ほとんどの場合に再婚せずに婚家にとどまることであつたため、寡婦の再婚率はたいへん低かつた⁽²¹⁾。

さて、子供がいるにもかかわらず親方が妻を包括相続人に指定している場合、「遺言書」に妻の貢献への感謝の言葉が書き綴られていることがある。以下にそのような例を二件とりあげたい。一人はストックキング製造業フランセスク・トレント、もう一人はベール織りロック・シャベットで、二人とも「死後財産目録」からは質素な暮らしと小規模経営の様子が伝わってくる絹産業の親方

である。⁽⁸⁴⁾

フランセスク・トレントは内陸部の都市ビツクのロープ職人の息子で、一七七四年にバルセローナのストッキング製造ギルドで親方となり、一七九三年に妻と二人の子供（男女）を残して亡くなっている。一七八九年に作成された遺言書には、二人の子供にそれぞれ百リウラずつ、バルセローナの靴職人と結婚している自身の姉（妹）に五〇リウラを遺贈し、その他の財産の包括相続人に「多くの愛と慈悲と、卓越した仕事上の熟練（singularis bons officis）、そして特に非常に熱心に私と共にその（財産の…筆者注）獲得に協力してくれたことから、親愛なる妻ロザ・トレントを指定する」と記されている。⁽⁸⁵⁾ 子供の養育や、二人の子供への相続のさせ方は妻に任せ、死後に子供に残す法定遺留分の増減、病気で必要となった場合に財産の売却処分も認めているところには、妻への絶対の信頼が見られる。遺言執行人および子供の後見人への指定も、妻と故郷ビツクの聖職者ひとり、バルセローナでの仕事仲間や親戚などの名前がないところからは、夫婦で小さな工房を切り盛りしてきたのであろう様子が想像される。

ロック・シャベットはバルセローナのべール織り親方

の息子で、妻と息子四人と娘二人の子供六人を残し、一七九三年に亡くなっている。一七八九年には長男アントンも親方資格を得ており、⁽⁸⁷⁾ 親子三代にわたって職業を継承しているが、工房の経営は六人の子供を育てて余りあるほどに繁栄はしていなかったようである。息子が同業の親方であるにもかかわらず、その遺言書では「財産の全てあるいは一部を、彼女と私の家族の相応の生活のために必要な場合に、誰の同意や介入を受けることもなく売却したり質入れたりする権利とともに」妻テレザを包括相続人に指定すると述べる。「なぜなら私が現在所持する財産を成し得たのは妻の働きと注意（lo treball y vigilancia de la mateixa ma muller）があつたからである」という。⁽⁸⁸⁾ 妻の死後に子供に財産をどのように分割するかも、均等配分を原則としながら妻に任せ、遺言執行人としても妻ひとりだけを指定している。

以上の二つの事例に見られるような相続の指定と記述からは、特に小規模経営の工房の場合に、家業を回していく上での妻の役割の大きかった実情が推測できる。⁽⁸⁹⁾

(三) 寡婦による工房の運営

十八世紀バルセローナのギルドは徒弟修行や親方資格

の対象から完全に女性を排除していたが、親方の寡婦は一定の条件をクリアすれば工房の運営を続けることができ、ベール織りギルドの場合、一七九〇年のギルドの会計簿によると分担金を支払っているメンバーのおよそ七%がそのような寡婦であった。⁽⁹¹⁾ 男性の親方の中に自身の工房を持たなかった者も多かったことを考えると、市内の絹織物工房のうち女性が経営する工房はそれ以上の割合に上ったと考えられる。ピセンテはギルドに組織されていなかった捺染綿布製造業について、一七八〇年から十九世紀初めに工場・工房の所有者の二割が女性だったと述べるが、絹産業においても同様の実態があったのではないだろうか。

このような寡婦による経営の継承について、親方の寡婦が労働の権利を求めるのは、単に夫の生前に家業に貢献したからだけではなく、子供時代や結婚生活の間で得た訓練や経験、そして事業に対して行った投資によるのだと、パリの手工業ギルドの中の寡婦の位置づけや活動の実態を研究したランザは指摘する。⁽⁹²⁾ また、一部のギルドが親方の寡婦による工房継承にあたり有能な職人を雇うことを条件として定めていることについても、近世イタリアの理髪業などを研究したカヴァツォは、このよ

うな規定からは技術や経験は男性の職人のものだと考えがちだが、実際には経験を積んだ寡婦が若い男性の職人に指導をしていたケースも十分にあったと指摘し、職業の継承における女性の役割を強調する。⁽⁹³⁾ しかしながら、夫の工房を継いだ妻たちの経済活動がどの程度成功し、あるいは失敗したのかを評価するのは難しい。カタルーニャにおいて、夫が妻を残して先に亡くなった場合、残された妻が自身の権利を守るためには「死後財産目録」を作成することが義務付けられたのに対して、寡婦となった妻が子供などにそれらの財産を残す際には、既に亡夫や自身の遺言書、子供の結婚契約書などで遺産の継承について定められているのが通例であり、費用のかかる財産目録が作成されることは少なかった。このため、前近代イングランドの農村における寡婦の経済活動に関する研究で行われているように、⁽⁹⁴⁾ 亡夫から工房を引き継いだ際の財産とその妻が何年後かに亡くなった時の財産を、目録から比較することができるとような事例を探すのは難しい。よってここでは、寡婦として工房の経営に手腕を発揮したことが「死後財産目録」から読み取れる一人の女性の例をとりあげて検討する。

マリア・ガリサンス・カルボネイはカタルーニャ内陸

の山間の町リボイの商人ブナベントウラ・カルボネイの娘で、そこから百キロ南西に離れたカラフの商人と結婚し、死別した後にバルセローナのストッキング製造業親方リュレンス・ガリードと再婚した。ガリードは一七七二年から七八年にギルドの役員を何度も務めたような有力親方で、マリアは夫の死後にその工房の経営を引き継いで生産を続け、活発な取引を行ったようである。そういういつた何年間かの寡婦としての経済活動の後、おそらく若いストッキング製造職人であったマリアーノ・ガリサンズと結婚し、彼の妻として一七九九年に亡くなっている。⁹⁸

二番目の夫であるガリード親方の遺言書や死後財産目録は見つけられていないが、マリアの「死後財産目録」には五台のストッキング編み機と三七台の仕上げ型、大きな商品戸棚などを有する中規模の工房が彼女自身の財産として記録されており、二番目の夫から相続したものであることがわかる。また、「財産目録」には一七九四年四月以降の日付の回収されていない取引の手形が記録されており、その中から亡くなる三年前からの取引をまとめてみると(表2)、彼女が自身の名義でかなり大きな取引を行っていたこと、そのやり方が、アメリカ植

民地に向かう船の船長や航海士に商品の入った箱を預け、商品が売れて帰港した後に利益を折半するという、オフイシャルに税金を払う貿易ではなく、植民地に向かう船の船員たちに伝統的に認められていた荷物を持ち込む権利を利用した交易方法だったことがわかる。⁹⁹一七九六年九月三日付の海事為替の利息が当初の二四%から四五%に上昇しているのは、この年の夏にイギリスとスペイン戦争(一七九六—一八〇二年)が勃発し、イギリス海軍の攻撃によってスペインのアメリカ植民地交易が危機に晒されたためである。さすがにカリブ海で戦闘が繰り広げられた九七年の手形は残っていないものの、翌年にはまた多額の取引を行っているのには驚かされる。これらの手形が死後に回収されたのかどうかを知る術はないが、回収されたならば通常以上に大きな利益を生んだに違いない¹⁰⁰、危機を利用した大胆な企業経営であったと言えるだろう。

マリアと最後の夫、サン・イポリット(ウゾーナ郡)の毛織物織元の息子であったマリアーノ・ガリサンズとの「結婚契約書」は見つけられていないため、いつどのような条件で結婚したのかを知ることはできない。ただ、筆者が調査してデータベース化した一七六八年から一八

【表2】 ストッキング製造業親方の妻マリア・ガリサンスの「死後財産目録」から、取引の手形の一部（1796年以降）

日付	種類	額面及び内容
1796/1/7	海事為替	300 リウラ(利息 23%)
1796/2/6	アメリカ植民地との取引の手形	ストッキング 6 ダース(274 リウラ 10 ソウ、利益分割)
1796/9/3	海事為替	200 リウラ(利息 24%→45%)
1796/9/18	アメリカ植民地との取引の手形	ストッキング 8 ダース(362 リウラ 5 ソウ、利益分割)
1796/9/18	同上	同上
1796/11/22	勘定書	ストッキング 12 ダース(473 リウラ)
1798/1/9	アメリカ植民地との取引の手形	同 20 ダース(346 リウラ 10 ソウ、利益分割)
1798/2/26	同上	同 6 ダース(234 リウラ、利益分割)
1798/5/22	同上	同 11 ダース(419 リウラ 18 ソウ、利益分割)
1798/6/11	同上	同 6 ダース(229 リウラ 5 ソウ、利益分割)
1798/7/10	同上	同 5 ダース(203 リウラ 5 ソウ、利益分割)
1798/7/18	植民地取引の契約書	6 人の同業の親方との共同取引(彼女の投資は 300 リウラ)

AHPB, Elias i Bosc, 1123/44: 199v-211v. より筆者作成

三五年のストッキング製造業ギルドの「親方資格授与記録」によれば、マリアーノが親方資格を得ているのは一七九八年なので、親方の寡婦であるマリアとの結婚を通して親方資格を手に入れた可能性もあり、マリアが経営する工房で働く職人だったのかもしれない。実際の生産にかかわる技術はともかくとしても、親方資格がなければ合法的に編み機を所持して生産・販売を行うことはできなかった。少なくとも工房の運営や販売の経験に関しては結婚時点でマリアに遠く及ばなかったであろう。このように考えると、マリアは先に紹介したカヴァアツロの指摘のような、若い職人や再婚相手に対して主導権を握っていた女性だったのではないだろうか。マリアの「遺言書」によれば、彼女は三回の結婚のいずれにおいても子供を持つことはなく、宝石や若干の金銭を姪たちに遺贈した後、遺産のうち彼女の持参金であった六百リウラを実家の相続人に返却し、残りの財産の半分を三番目の夫マリアーノに、もう半分を教会に寄付すると述べている^(註)。

このように私たちが知ることのできる断片的な

情報のみからマリアの人生を振り返って見たとき、次にあげる二点が特に興味深いと言えるだろう。まず、内陸の町リポイに生まれた商人の娘であるマリアが、他の町の商人と結婚し、再婚時にバルセローナに出てきていることで、カタルーニャ内陸部の町や村とバルセローナの商人や手工業者の間に日常的な商業関係が存在し、そのネットワークに乗って女性も移動する可能性があったと推測される。また、都市への移住が未婚の若い女性に限られなかったこともわかる。マリアが再婚相手の職業であるストッキング製造工場の経営を引き継ぎ、寡婦として単独で交易を行なっていることから、結婚前の労働経験だけでなく、妻としての夫との協働が女性にとつて職業の知識や技術を習得する機会となり、キャリアアップに寄与する場合があったことがわかる。再婚をする女性が少ない中で彼女が三回も結婚を繰り返しているのは、子供がいなかったことにもよるだろうが、彼女が自身の人生を切り開く才覚の持ち主であったことの反映でもあるのではないだろうか。

第五章、妻の持参財の意味

さて、前章で見たように特に中小規模な生産単位への

妻の貢献が大きかったというとき、忘れてならないのが、経済的な貢献としての妻の持参金の役割である。持参金と嫁入り道具からなる「持参財」は、「地中海型」の婚姻パターンにおいて財産の継承と分割の根幹に関わるシステムである。本章ではまずカタルーニャにおける「持参財」贈与の制度的な枠組を概観してから、「結婚契約書」の数量的分析から導かれる実際の運用を対比させ、手工業者の家庭における家業への妻の経済的貢献と、女性の経済的主体性について考えていくための一助としたい。

(一) カタルーニャの慣習法における「持参財」

カタルーニャの相続システムは男子優先の長子単独相続を原則とし、跡取り以外の子供たちには全財産の四分の一が法定遺留分として全ての子に均等に分割されることになっていた。しかしこれはあくまでも、土地が基本の財産であった農業牧畜業の世界で生産単位を分割しないことに主眼が置かれた原則であり、都市の手工業者の家庭で現実的・合理的な相続が「遺言書」などによって定められることが多かったのは、先に見た通りである。¹⁰⁰ スペインの中でもカステイリヤなど多くの地域では分

割相続で、相続は親の死亡の際になされ、夫婦は結婚後に共同財産を形成するのに対して、カタルーニヤでは相続は子供の結婚・独立の際になされ、娘は多くの場合に父親から贈与された相続の法定遺留分を「持参財」として持って結婚した。妻はそれを自身の財産として保持し続け、夫婦の共同財産は形成されず、結婚が継続している間は夫が妻の持参財の運用権を持った。共同財産が形成されないために結婚の解消時に妻に財産分与がなされない代わりに、結婚時に新郎側から新婦へ持参財の「増額 (сочрах)」と呼ばれる贈与 (バルセローナでは持参財の半額、内陸部のビツクでは三分の一を慣例とする)⁽¹⁰⁾が約束される。子供ができずに (あるいは成年に達することなく) 夫婦いずれかの死亡により結婚が解消された場合、「持参財」も「増額」贈与もそれぞれ元の家に返される。男子がおらず長女が父親 (あるいは両親) の財産の包括相続人となる場合、跡取り娘と結婚する夫は「婚資 (ахковар)」を持って婿入りする。跡取り息子 (娘) においては、結婚時に名目上の相続はなされるが、父親 (あるいは母親) が生きている限り、親が用益権を保持し、実際の事業の経営や財産の運用を行なった。このように、家と家の契約という性格の濃い家父長主義的

な結婚システムだったと言え、制度的には女性が主体性を発揮する余地は少ないように見える。しかし、跡取り息子 (娘) 以外の場合には、結婚時に財産の分与がなされてしまうために、若い夫婦が自立して経済活動を行う資金を持ち、妻も (持参金の処分に関する自由裁量権を持つ範囲において) 経済的な自主性を持ちやすかったという一面があったことが重要だと筆者は考える。

(二) 「結婚契約書」の分析から見た妻の「持参財」

ここでは四二五件の絹産業者およびその息子・娘を当事者とする「結婚契約書」のサンプル全体を対象として、一、文書が作成された時期、二、「持参財」の新婦への贈与者 (あるいは本人による準備)、三、「持参財」の内訳、四、「持参金」の額、五、父親 (あるいは両親など親族) から新婦に持参財が贈与される場合の条件 (妻の自由裁量の度合い) の五点について検討する。

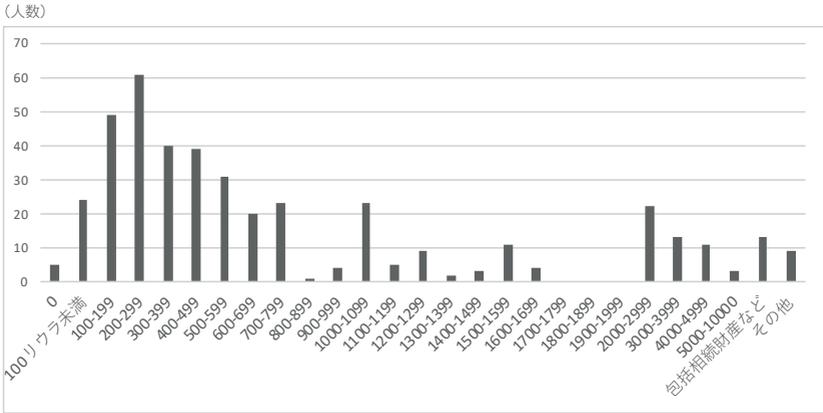
まず第一点目の「結婚契約書」が公証人によって作成される時期であるが、二七八件 (六五・四一%) が結婚前であったのに対して、残りの一四七件 (三四・五九%) では結婚後に夫婦間で取り交わされており、中には宗教的な結婚から数年を経過した後に作成されている

こともあった。⁽¹⁶⁾ 分割相続制度をとったカステイリーヤにおいて、結婚契約書は単なる婚前の約束に過ぎず、実際に相続と持参財の贈与が執行された後に「持参財贈与証書 (cartas de pago de dote)」が作成されたので、前者で約束された額と後者で実際に贈与された額にはかなりの隔たりがあるとされている。⁽¹⁷⁾ これに対してカタルーニャでは、実際に持参財の贈与がなされる際に「結婚契約書」が作成されたと考えられ、⁽¹⁸⁾ 様々な事情から持参財の準備に年月を要したり、数年後に親族からの遺産相続を受けて初めて「結婚契約書」を交わしているようなケースが見受けられる。そのため、予定していた持参財が準備できずに公証人による契約書を作成するに至らなかった場合や、衣類や生活必需品のみで現金を持参しなかった場合など、⁽¹⁹⁾ 文書を作成せずに終わる夫婦もいたと考えられる。

第二点目については、持参財が新婦の父母からの財産分与のみだった (両親が故人の場合も含む) のは、寡婦の再婚を除いた四〇一件のサンプルのうち二七五件 (六八・五八%) とほぼ三分の二であり、他の親族からの贈与を含むものが五八件 (十四・四六%)、慈善基金や聖職者からの贈与を含むものが二九件 (七・三三%)、本人の

稼ぎや奉公先の主人からの贈与を含むものが三三件 (八・二三%)⁽²⁰⁾ などであった。たしかに大半の場合に新婦の両親からの贈与からなっていたと言えるが、それだけではなく、様々な手段での資金がここに流れ込んでいたことも興味深い。叔父や叔母からの贈与は工房や職業の継承を含む場合もあり、また、先の章で述べたように、新婦が自ら長年の奉公などによって準備する例もあった。その他、当時は女性が持参金なしに結婚することは困難を極めたため、貧しい娘のために持参金を贈与する慈善基金 (causas pias) も多く存在した。

第三点目について、持参財の内訳は先にも述べたように現金と嫁入り道具 (筆筒の数で表される) からなり、カタルーニャにおいては、寡婦の再婚の場合を除いて嫁入り道具の詳細や評価額はほとんど示されない。しかしこれが記されていた二七例を検討すると、持参金の額と嫁入り道具の評価額が同額だったのは四例、道具の評価額が現金を上回ったのは持参金が少ないケースを中心に三例に過ぎず、半額を超えたのも八例にとどまった。評価額が書かれていた数少ない例の代表性については留保が必要だが、このデータを M・ガルシア・フェルナンデスが分析する同時期のバリャドリッド市 (カステイリー



【グラフ3】 絹産業者の妻・娘・息子の妻の「持参金」額（計425件の「結婚契約書」による）

（AHPF所蔵文書より筆者作成）

* 誌面の関係から、2千リウラ未満は百リウラ単位、2千リウラ以上は千リウラ単位で示している。

ヤ）の事例と比較すると興味深い相違が見られる。バリヤドリド市においては、持参財の内訳を不動産および現金とその他の動産に分けて比較すると、持参財全体の評価額に占める不動産・現金の割合が一七五〇年代の四八・八％から九〇年代には三八・八％、一八三〇年代前半には三五・八％まで減少し、動産の中ではハウスリネンが減り、宝石や家財道具が増えたという^⑩。消費革命の影響を受け、都市部では持参財の重心が現金や不動産よりも動産に、服飾品や家財道具に移っていくというのである。これと比較するならば、本稿の事例においては、経営資金となる現金が重視されていた（そもそも動産の評価額が示されていないこと自体が現金重視の証左とも言える）ことが一つの特徴として指摘できるだろう。

第四点目の持参金（現金）の額については、四二五のサンプルから包括相続財産あるいは財産の何分の一といった表現だったものを除いた四〇三件の平均をとると七九三リウラとなり、最頻値は二百から三百リウラだった（分布は【グラフ3】参照）。先に述べたように、二百から三百リウラはほぼ新郎の寄与分と合わせると独立した工房を開設できるギリギリの額と考えられる（註〔56〕参照）。もちろん「結婚契約書」を作成しなかったために

可視化されない、より貧困な層がグラフの左側に存在するのであることを忘れてはならないが、調査したサンプルの中では結婚後に中小規模の工房を開設し経営できると想定される持参金二百リウラ以上千リウラ未満の世帯がちょうど全体の半数となり、両端に非常に富裕化した層と困窮化した層は存在するものの、全体には中小規模の独立した生産者が多いという同市の絹産業の特徴を反映する結果となった。なお、絹産業の親方の娘の持参金の平均額(包括相続人の場合などを除き金額が明示されている一四七件)は九六二リウラとなり、同地の手工業者(この場合には絹産業者)の娘は、たとえ工房の跡取り娘でなくても、経済的にも好条件な結婚相手だったことがわかる。

最後に、新婦／妻が結婚後に自身の持参金に対してどの程度の裁量権を持ちえたのかについて考察したい。カタルーニャの慣習法の枠組みによるならば、先に説明したように、父親(両親ないし他の親族など)から贈与された持参財は、子供ができずに(あるいは成年に達することなく)結婚が解消された場合、実家(持参財の贈与者あるいはその相続人)に返還されることになっていた。しかし今回のサンプルにおける持参財の贈与の条件を詳

細に見たところ、新婦が親族から贈与を受けている三六二件のうち、ちょうど半数の一八一件で契約時に無条件で全額を贈与されており、寡婦の再婚と新婦が自ら持参財を用意している(もともと自身の所有財産である)場合や贈与者との関係が明示されていない場合を合わせると、全サンプル四二五件のうち二三六件(五五・五三%)でいかなる場合にも返還の義務はなく、夫婦が持参金の全額を結婚後に自由に使える契約となっていた。返還の義務が定められていた一八六件においても、ほとんどの場合、返還義務が生じるのは嫁入り道具全てと現金の半額にとどまった(半額の返還が一三〇件、半額以下の返還が四二件、包括相続財産の贈与に対して自由裁量に付される部分の金額が明示されているなど割合が不明なものが六件)。つまり、当該時期のバルセローナという都市の手工業者の世界での実践においては、もともとのカタルーニャ慣習法での、できるかぎり財産の分割を避けて総体としての保持を図り、分割は家族の再生産を目的とするという趣旨から次第に離れ、持参財の中の特に現金は「妻が新しい家庭のために資金として持参する現金」という意味合いが強くなっていたことがわかる。持参財の贈与者(多くの場合に父親)から、娘に多くの自由裁

量権を与える形で財産の分与がなされているのは、結婚前の娘の家業への労働での貢献、あるいは家庭外での奉公などによる家計への寄与の大きさを反映していると考えられることも可能であろう。このような意味合いを持つとき、運用権が夫にあるとは言え、妻の所有財産である持参金の使用に関して、妻の発言権や裁量の働く範囲が大きくなる可能性が高いのは当然である。先に見たように中小規模の工房で家業の運営に妻の貢献が大きかったような場合には、尚更だったのではないだろうか。なお、どのような場合に全額が贈与されたかという規則性は見当たらず、また、調査した期間の中での年代による顕著な変化も見られなかった。

以上のように、妻の持参金は独立して工房を経営するような手工業者にとっては非常に大きな額であり、結婚においても重視されていた。夫婦別財産制であったカタルーニャにおいて、妻の所有財産である持参金は夫の事業が破綻した際にも取り立ての対象にはならず、最終的に妻に返還することが保証⁽¹⁰⁾さえできるならば、非常に有用な資金となり得たのである。ハフターは、これまで工房の資金としての妻の持参金の重要性は強調されても、そこに介入する妻自身の意思や主体性については注意が

払われてこなかったと指摘する⁽¹¹⁾。本稿においても、史料のな限界により、実際に結婚後の持参金の使用において、女性自身の主体性が発揮される可能性がどこまであったのかを示す記述を見つけることはできなかった。今後は、経営への出資や現金の貸し借りなどの際の契約文書に調査対象を広げることにより、実際に経営に投資されたり借金の返済に使用されたりした事例を探し、そのような場合の個人の結婚契約書や遺言書等の史料との交差をしていくことにより、工房の経営における妻の持参金の重要性と、出資における女性の主体性の有無について分析を行う可能性を考えていきたいと思う。

おわりに

「遺言書」や「結婚契約書」など、手工業者とその家族の人生の重要な機会に作成される私的文書を見ていくことにより、当該時期のバルセローナの絹産業において、女性が親方の家族（妻・寡婦・娘）として工房の生産活動に関わった多様なあり方、そしてその重要性を示すことができたのではないだろうか。結婚前は親の名前、夫の生前は夫の名前の裏に隠れ、ギルド史料や徴税記録などにはほとんど現れないのであるが、ギルド社会におけ

る女性の家業や家計への貢献は決して無視できるものではなかった。夫の死後に相続人あるいは用益権者として工房の経営や財産の運用を行い、子供の養育に責任を持ち、ときに相続の決定権を持つ寡婦／母の姿からは、男性性原理の強いギルド制度とは別の、生活レベルでの力強い女性の実態が垣間見えると言つていいだろう。

女性の人生のキャリアの中で労働という視点で考えると、早婚のケースは少なく、結婚前に十年以上の労働経験や技術教育を受ける可能性を持っていたこともわかった。この点において、親から用意された持参財を持つて若くして嫁に行き、労働市場には参入しないという、「地中海型」結婚パターンの固定観念は、バルセロナについては当てはまらないと言える。また、この労働経験の場が実家の工房に限られないことも示すことができた。結婚前に自らの労働で持参財を準備する娘たちの存在は、貧困層には今回の分析結果よりも多く存在することが予想され、女性のライフサイクルの中で労働というテーマの中で再評価すべきテーマであることが確認された。今回の事例から見たとように、家内奉公がギルド社会の外部の女性にとってギルド社会への入り口となりうるのであれば、市外から多くの流入人口を受け入れて拡

大していた当該時期のバルセロナにおいて、若年女性の流入と労働市場を、製造業における生産活動にまで広げて検討する可能性が考えられる。

同様に、妻の「持参金」についても、慣習法の枠組みに反して完全贈与される場合が半数を超え、妻の固有財産であるがゆえに、夫や夫の父の工房の経営の資金として重要な意味を持つことが推測される結果となった。持参財を父親（両親）から贈与される場合、結婚前の実家での労働に対する報酬ともとらえられ、結婚前の労働との関連においても、結婚後の女性の主体性との関連においても、女性を主体においた再考が必要であることが確認された。妻の持参金の実際の運用や資金の流れを見るためには、今回扱った史料には限界があり、今後は工房の経営への出資や現金の貸し借りなどの際の契約文書に調査対象を広げ、今回扱ったような史料との交差を考えていきたい。

また、決して多数派ではないが、夫から継承した工房あるいは自分の店などの経営に手腕を発揮する女性の例も見受けられた。今回はこれらの事例を、絹産業セクターが被った経済危機や制度的な改革との関連で十分に考察することはできなかったが、危機や変化の時代であ

ればこそ新たな事業展開の可能性があったことが想定される。また反対に、経営に失敗したり、社会的に没落した事例もあるはずである。こういった女性の経済活動の実態とその中で発揮された主体性を、当該時期の経済危機や制度的な危機、新しい技術や生産組織の導入などといった変化への対応と関連づけ、時間軸と状況の変化との関係において考察していくことが今後の課題である。

註

* This research forms part of the programme of the re-

search group *Treball, Institucions i Gènere* (TIG) of the University of Barcelona, funded by the project “*Mundos del treball en transició* (1750-1930): cualificación, movilidad y desigualdades” (HAR 2017-84030-P) of the *Ministerio Español de Economía, Industria y Competitividad* (MINECO).

(1) Bellavitis, A. (2018), *Women's Work and Right in Early Modern Urban Europe*, Palgrave Macmillan (original version: *Il lavoro delle donne nelle città dell'Europa moderna*, 2016), p. vii.

(2) 代表的な研究として、Sarasúa, C. (1994), *Criados, nodrizas y amos. El servicio doméstico en la formación del mercado de trabajo madrileño, 1758-1868*, Madrid.

Siglo XXI: López Barahona, V. (2016), *Las trabajadoras en la sociedad madrileña del siglo XVIII*, Madrid, ACCI ediciones; Moreno, B. (2017), “Les dones a les economies domèstiques preindustrials: treball, terra, dot i escreix a l'Alt Penedès del segle XVIII”, *Estudis d'Historia Agraria*, 29, pp. 103-127.

(3) バルセロナに起こった、ギルドの独占をからいへて生産・取引した十七世紀の女性織布工や、ギルドがなかった綿産業における女性の労働や女性企業家の活動や主題としたM・ウヤンテの研究がある。Vicente, M. (1996), “Images and Realities of Work: Women and Guilds in Early Modern Barcelona”, Sánchez, M. and Saint-Saens, A. (eds.), *Spanish Women in the Golden Age: Images and Realities*, Westport, pp. 127-139; idem. (2008), “«Comerciar en femení» La identitat de les empresàries a la Barcelona dels segles XVIII”, *Receyques*, 56, pp. 47-59; idem. (2014), “Les dones i el treball”, Garcia Espuche, Albert (et al.), *Les dones. Barcelona 1700*, Ajuntament de Barcelona, pp. 143-175.

(4) 幾つかの図や表がある。Vicente, M. (1988), “El treball de la dona dins els gremis a la Barcelona del segle XVIII (una aproximació)”, *Pedralbes*, 8-1, pp. 267-276; Solà, A. (2008), “Impressores i llibreters a la Barcelona dels segles XVIII i XIX”, *Receyques*, 56, pp. 91-129; Romero Marín, J. (2008), “Presència femenina a la gestió dels negocis artesans barcelonins: 1823-1860”, *ibid.*, pp.

165-180. Yamamichi, Y. y Solà, À. (2018a), "Hijas, esposas y viudas... Las aportaciones de las mujeres de los sederos al negocio familiar, Barcelona 1770-1817", en Amelang, J., Andres Robres, F. (et al. eds.), *Palacios, plazas y patibulos: La sociedad moderna entre el cambio y las resistencias*, Valencia, Tirant Lo Blanch, pp. 165-177.

(5) カトルーニヤ製品のアメリカ植民地市場での販売が、一七七八年の自由貿易令によって始まったのではない⁽¹⁾とは明らかであるが、一七七八年の完全な自由化以降、特に一七八三年の対英戦争終結後に、中小規模の製造業者を含めたカトルーニヤ人にとって植民地市場へのアクセスが容易になったのはまぎれもない事実である。その後の産業発展が植民地市場よりもむしろ国内市場やヨーロッパ市場によったのは、カトルーニヤ産業全般については広く認められるところであるが、奢侈品を中心とした絹産業にとって植民地市場の重要性は大きかった。特に植民地向け生産が主力であったバルセロナのストックキング製造業やマンレザの絹のスカーフ製造業は、一八二〇年代の植民地独立とともにほとんど消滅した。同様に半島随一の生産規模を誇ったバレンシアの絹織物業も、一七八五年のフィリピン会社の設立と植民地へのアジアの絹の流入により壊滅的な打撃を受けた。カトルーニヤ産業と自由貿易については多くの研究があるが、中々以下を参照：Fontana, J., Bernal, A. M., (et al.) (1987), *El comercio libre entre España y América Latina, 1765-*

1824, Madrid, Fundación Banco Exterior; García-Baquero González, A. (1972), "Comercio colonial y producción industrial en Cataluña a finales del siglo XVIII", en Nadal, J. y Tortella, G. (eds.), *Agricultura, comercio colonial y crecimiento económico en la España contemporánea*, Barcelona, Ariel, pp. 268-294; Delgado Ribas, J. M. (2007), *Dinámicas imperiales (1650-1796): España, América y Europa en el cambio institucional del sistema colonial español*, Barcelona, Ediciones Bellaterra; ídem. (et al) (1986), *El comery entre Catalunya i América. Segles XVIII i XIX*, Barcelona, L'Avenç; Martínez Shaw, C. (1981), *Cataluña en la Carrera de Indias (1680-1756)*, Barcelona, Crítica; Valls Junyent, F. (2003): *La Catalunya atlántica. Aiguardent i teixits a l'arençada industrial catalana*, Vic, Eumo; Vilar, P. (1986), *Catalunya dins l'Espanya Moderna, vol. IV: La formació del capital comercial*, Barcelona, Edicions 62, pp. 390-424; 奥野良知 (二〇一四)「十八世紀カトルーニヤ綿業における「自由貿易」規則 (一七七八年) 以前の亜麻布捺染についての一考察」『愛知県立大学外国語学部紀要』第四六号；立石博高 (一九八九)「自由貿易」規則 (一七七八年) とスペイン「経済」『地中海論集』十二号、六二一-七二頁。

絹産業とアメリカ植民地交易については、Munoz Navarro, D. (2017), "La seda en el comercio colonial español durante la segunda mitad del siglo XVIII", en

- Franch Benavent, R. y Navarro Espinach, G. (coords.), *Las rutas de la seda en la historia de España y Portugal*, Valencia. Universitat de Valencia, pp. 275-311. シュンハンへの絹織物産業へのフレイグマン社創設の打撃について
- 4) Franch Benavent, R. (2000), *La sedería valenciana y el reformismo borbónico*, Valencia. Instituto Alfonso el Magnánim, pp. 118-120. カタルーニャ絹織物業の危機とその対応について
- 5) Solà, A., Ferrer-Alos, Ll., Virós, Ll. and Yamarnichi, Y. (2020), "Silk textiles, crisis and adaptive strategies in Catalonia, 1770-1850s (Barcelona and Manresa)", *Continuity and Change*, 35-1, pp. 53-74.
- (6) バルセローナの産業化への絹産業の寄与について 山道佳子 (二〇一四) 「ギルト社会における職業と家族―産業革命前後のバルセローナにおける絹産業 (一七七〇―一八一七)―」『スペイン史研究』二八号、六四―六五頁 および注12 奥野良知 (二〇〇八) 『世界歴史大系 スペイン史』第一巻、四二六頁; Thomson, J. K. J. (1992), *A Distinctive Industrialization. Cotton in Barcelona 1728-1832*, Cambridge University Press (特) pp. 148-160).
- (7) 絹産業の七つのギルトについて 山道 (二〇一四) 六五―六七頁。
- (8) Romero Marín, J. (2005), *La construcción de la cultura de oficio durante la industrialización*, Barcelona, 1814-1860, Barcelona. Universitat de Barcelona/Icaria.
- (9) Vicente (1996).
- (10) ロメロによればこれらの王令の実施は地方当局に任せ

れ、一律に適用されなかった。王権による特権市場では、以前から家内労働を含めて多くの女性労働力が使われていたことが無視できない。Romero Marín, J. (2010), "Estado, trabajadores y empleo femenino en los orígenes de la industria en la España contemporánea", *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 40-2: *El trabajo de las mujeres en España (desde la Antigüedad al siglo XIX)*, pp. 95-115. また、P・モラスによれば、バルセローナの絹産業の有力な親方たちは以前から女性を雇用しており、それが暗黙の了解として許容されていた。しかし彼の女性の労働に関する記述は出典が明らかでない箇所も多く、検証が難しい。Molas, P. (1970), *Los gremios barceloneses del siglo XVIII*, Madrid, Confederación Española de Cajas de Ahorro, pp. 433, 502, 512, 522-523, 531.

- (11) 十八世紀スペインの啓蒙思想における女性の労働のあるべき姿についての議論について Sarastúa, C. (1996), "Un mundo de mujeres y hombres", en *Vida cotidiana en tiempos de Goya*, Luwerg, pp. 65-72; Fernández-Quintanilla, P. (1981), *La mujer ilustrada en la España del siglo 18*, Madrid, Ministerio de Cultura.
- (12) 絹産業の中で「女性の仕事」と考えられていた繭からの糸繰りについては、カタルーニャには養蚕業がほとんど存在せず、生糸を主にバレンシアやアラゴンから購入していたため、このことは想定している。近世ヨーロッパの絹産業における女性の労働について Bellavitis (2018), pp. 197-208.

- (13) D. M. ハフター(編)の以下の論文集は、女性に よつて担われた労働の中には技術や熟練を要するものが多くあつたことを示し、それらが「非熟練」や「補助的」な労働であるかのように捉えられたのは、「シエンター規範」により、低賃金で働くのが当然だと考えられたためであるとする。例として挙げられているのは、編者ごみちのリヨンの絹産業の考察に加え、モンペリエの(染料・医薬品向けの)緑青生産、ヌウエーランのリネン生産、ル・コユエのレース編み産業、ロレーヌの手刺繍産業などについて(註) Hafter, D. M. (ed.) (1995), *European Women and the Preindustrial Craft*, Bloomington, Indiana University Press.
- (14) Wisner, M. E. (1986), *Working Women in Remainsance Germany*, New Brunswick, Rutgers University Press; Ogilvie, S. (2003), *A Bitter Living: women markets and social capital in Early Modern Germany*, Oxford University Press; idem. (2004), "How Does Social Capital Affect Women? Guild and Communities in Early Modern Germany", *American Historical Review*, 109-2, pp. 325-359.
- (15) キーゼバースは女性が家業に活発に参加しようとしたことを指摘して、既婚女性を「無報酬の職人」と呼び、寡婦が亡夫の工房の経営を引き継いだのは皆に共に働いていたためだと述べた。Davis, N. Z. (1982), "Women in the Crafts in Sixteenth-Century Lyon", *Feminist Studies*, 8-1, pp. 46-80. (Hanawalt, B. (ed.) (1986), *Women and work in preindustrial Europe*, Bloomington, Indiana University Press, pp. 167-197 (註参照))
- (16) Crowston, C. H. (2001), *Fabricating Women. The seamstresses of Old Regime France, 1675-1791*, Duke University Press, chapters 6-7; Loats, C. L. (1997), "Gender, Guilds, and Work Identity: Perspectives from Sixteenth-Century Paris", *French Historical Studies*, 20-1, pp. 15-30.
- (17) Hafter, D. M., "Female Masters in the Ribbonmaking Guild of Eighteenth-Century Rouen", *French Historical Studies*, 20-1, pp. 1-14.
- (18) Musgrave, E. (1997), "Women and the Craft in Eighteenth-Century Nantes", in Crossick, G. (ed.), *The Artisan and the European Town, 1500-1900*, Aldershot, Scholar Press, pp. 151-171.
- (19) Hafter, D. M. (1995), "Women Who Wove in the Eighteenth-Century Silk Industry of Lyon", in Hafter, D. M. (ed.) (1995), pp. 42-64; idem. (2001), "Women in the Underground Business of Eighteenth-Century Lyon", *Enterprise and Society*, 2-1, pp. 11-40.
- (20) Crowston, C. H. (2008), "Women, Gender, and Guild in Early Modern Europe: An Overview of Recent Research", in Lucassen, J., De Moor, T. and van Zanden, J. L. (eds.), *The Return of the Guilds*, (International Review of Social History Supplements), Cambridge University Press, pp. 19-44. 国語学雑誌「ルネサンス」第19号第2号

の労働の研究史にいろいろの有用な材料がみられる。

- (21) Simonton, D. and Montetach, A. (2013), *Female Agency in the Urban Economy. Gender in European Towns, 1640-1830*, New York/London, Routledge.
- (22) 女性の労働と「家計」に関する視点について、Hafer, D. M. & Kushner, N. (eds.) (2015), *Women and Work in Eighteenth Century France*, Baton Rouge, Louisiana State University Press, pp. 4-9. 家内労働への新たな視点について、Sarti, R., Bellavitis, A. and Martini, M. (eds.) (2018), *What is Work? Gender at the Crossroads of Home, Family, and Business from the Early Modern to the Present*, Berghahn Books, New York/Oxford. 無償労働への評価について、*The History of the Family*, 19-3: "Household, family workshops and unpaid market work in Europe from the 16th century to the present" (2014).
- (23) ノンタージェは「フランス革命以前の都市での職業への既婚女性の貢献を、最も調査が難しいフィールドの一つとして扱った」。Hafer (1995), p. 43.
- (24) Cavallo S. (2007), *Artisans of the body in early modern Italy, Identities, families and masculinities*, Manchester University Press, p. 176. *idem* and Warner, L. (eds.) (1999), *Widowhood in Medieval and Early Modern Europe*, Longman, "Introduction". 寡婦の経済的脆弱性への経済活動に関する先行研究について、*The History of the Family*, 12-4: "Broken families: Economic resources and social networks of women who head families" (2007), pp. 224-226 (van der Heiden, M., Schmidt, A. and Wall, eds.).

- (25) 例として、*Continuity and Change*, 23-2: "Partners in business? Spousal cooperation in trades in early modern England and the Dutch Republic" (2008). 編者らは「寡婦が亡夫の仕事を手伝う引継ぎの慣習は、女性におおむね夫婦間の協力がもたらしたから」という言説を、夫から独立した妻の経済活動を正当に評価しながら (ibid., p. 210) と批判し、オランダの食品市場で夫婦が近接した分野で働いていた妻が独立したキャリアを形成する事例や (Van den Heuvel, D., "Partners in marriage and business? Guilds and the family economy in urban food markets in the Dutch Republic", *ibid.*, pp. 217-236) 織布工として働く夫がプロレタリアート化するまで、妻は夫から独立して賃金収入を得るための紡糸の仕事をするように示す (Van Nederveen Meerkerk, E., "Couples cooperating? Dutch textile workers, family labour and the 'industrious revolution', c. 1600-1800", *ibid.*, pp. 237-266)。
- (26) Martini and Bellavitis (2014), p. 273.
- (27) De Moor, T. and van Zanden, J. L. (2010), "Girl Power: the European marriage pattern and labour markets in the North Sea region in the late medieval and early modern period", *The Economic History Review*, 63-1, pp. 1-33.
- (28) Zucca Micheletto, B. (2011), "Reconsidering the Southern Europe Model: Dowry, women's work and

- marriage patterns in pre-industrial urban Italy (Turin, second half of the 18th century)", *The History of the Family*, 16-4, pp. 354-370; idem. (2014), "Only unpaid labour force? Women's and girl's work and property in family business in early modern Italy", *The History of the Family*, 19-3, pp. 323-340.
- (82) Humphries, J. and Sarasua, C. (2012), "Off the record: Reconstructing women's labor force participation in the European past", *Feminist Economics*, 18-4, pp. 39-67.
- (83) 櫻木 彦彦 ' Van Nederveen Meerkerk (2008); Schmidt, A. (2014), "The profits of unpaid work: Assisting labour of women in the early modern urban Dutch economy", *The History of the Family*, 19-3, pp. 301-322; Zucca Michele, B. (2013), "Reconsidering Women's labor force participation rates in eighteenth-century Turin", *Feminist Economics*, 19-4, pp. 200-223. 女性史の構築と労働の中心性を意識する歴史記述の採用について Bellavitis (2018), pp. 31-41.
- (84) 櫻木 彦彦 ' Montenach, A. (2013), "Legal Trade and Blach Markets, Foot Trades in Lyon in the Late Seventeenth and Early Eighteenth Centuries", in Simonton & Montemach (2013), pp. 17-34.
- (85) 櫻木 彦彦 ' Melish, J. D. (2015), "The Power of Wives: Managing Money and Men in the Family Businesses of Old Regime Paris", in Hafner and Kushner (eds.) (2015), pp. 77-90.
- (86) 櫻木 彦彦 ' Schmidt, A. (2007), "Survival strategies of widows and their families in early modern Holland, c. 1580-1750", *The History of the Family*, 12-4, pp. 268-281.
- (87) 櫻木 彦彦 ' Erickson, A. L. (2008), "Married women's occupations in eighteenth-century London", *Continuity and Change*, 23-2, pp. 267-307.
- (88) 櫻木 彦彦 ' Fridrich, A. C. (2013), "Women Working in Guild Crafts: Female Strategies in Early Modern Urban Economies", in Simonton and Montemach (2013), pp. 134-150.
- (89) 櫻木 彦彦 ' Palmer, J. L. (2015), "Women and contracts in the age of transatlantic commerce", in Hafner and Kushner (2015), pp. 130-151.
- (90) Hafner (1995).
- (91) Crowston (2001), chapter 6.
- (92) 櫻木 彦彦 ' Schmidt, A. (2010), "Generous provisions or legitimate shares? Widows and the transfer of property in 17th-century Holland", *The History of the Family*, 15-1, pp. 13-24.
- (93) 櫻木 彦彦 ' Whittle, J. (2014), "Enterprising widows and active wives: women's unpaid work in the household economy of early modern England", *The History of the Family*, 19-3, pp. 283-300.
- (94) Martini and Bellavitis (2014), p. 274
- (95) Castañeda, L. (1984), *Niveles de vida material en Barcelona a finales del sg. XVIII*. (Memoria de licencia-

tura). Universitat Autònoma de Barcelona, p. 18.

- (43) 「遺言書」と「死後財産目録」については絹産業の親方・職人とその妻・寡婦の文書を、「結婚契約書」については新郎あるいは新郎新婦の父親のどちらかが絹産業の親方・職人である場合の文書を収集した。「遺言書」について調査した公証人等については、山道(二〇一四)注25。「結婚契約書」については調査した公証人の名前と史料の参照番号(期間)を以下の通り：Ponsico: 1036/24-29 (1770-1787); Madriguera: 1085/4-27 (1778-1796); Artigas: 1086/10-32 (1773-1797); Sanjuan: 1092/22-24 (1774-1803); Constansó: 1097/33-39 (1802-1808); Oliva Viloca: 1106/1-9 (1771-1779); Plana Fontana: 1113/17-19 (1790-1792); Sayrols: 1114/10-34 (1784-1808); Molló: 1117/3-29 (1778-1817); Ferrús: 1121/27-34 (1779-1804); Elias i Bosc: 1123/1-35 (1777-1816); Portell: 1142/35-48 (1790-1816); Comellas: 1146/13 (1812); Catà: 1179/1-13 (1802-1816).

- (44) キルドゥ)とに申告されている親方・職人の数は徴税史料によつてわかるが、過少申告が一般化しており全く信頼できな。山道佳子(二〇一七)「キルドゥの再評価」と徒弟制度―産業革命前夜のバルセロナにおける絹産業(一七七九年―一八三四年)を一例として―『史学』八七巻、一・二号、一〇九頁【表1】参照。

- (45) 山道(二〇一四)および Yamamichi, Y. (2014), "Transmision del oficio y familia en el mundo gremial. Los sederos de Barcelona, 1770-1817", *Estudis Històrics i*

Documents dels Arxius de Protocols, XXXI.

- (46) Yamamichi y Solà (2018a); Yamamichi y Solà (2018b), "Matrimonio y oficio en las familias artesanas de Barcelona, 1770-1817", *IV Congreso Internacional Red de estudios de familia (RENFUR)*, Universidad de Cartagena (Cartagena de Indias, Colombia), 23-24 de agosto 2018 (https://www.researchgate.net/publication/338503229_Matrimonio_y_oficio_en_las_familias_artesanas_de_Barcelona_1770-1817). Yamamichi y Solà (2019), "Migración y matrimonio en las familias artesanas de Barcelona, 1770-1817", *XII Congreso de Demografía Histórica*, Universidade do Porto, 4-7 de septiembre 2019 (口頭発表未刊行)。共同研究における成果についてはこれらの論稿を出典として示す。

- (47) 山道(二〇一四)「キルドゥ同(二〇一〇)」「十八世紀後半のスペインにおける「プロテック的信仰」と「脱キリスト教化」の再検討―バルセロナ市の職人とその妻たちの遺言書から―」『史潮』六十八号。

- (48) Pérez Molina, I. (1997), *Las mujeres ante la ley en la Cataluña moderna*, Universidad de Granada, pp. 289-290. J・トラーズらによれば一六八六年から九〇年のインダアラータでは九七％の場合に結婚契約書が作成されたが(Torras, J., Durán, M. y Torra Fernández, L. (1999), "El aitar de la novia. El consumo de tejidos en los contratos matrimoniales de una localidad catalana, 1600-1800", en Torras, J y Yun, B. (dirs.), *Consumo, condiciones*

- de vida y comercialización: Cataluña y Castilla, siglos XVII-XIX*. Valladolid, Junta de Castilla y León, p. 63.)
 J・ベルフアニーによれば十八世紀の過程で作成率は減少し、結婚時に結婚契約書を作成済みである割合は一七五〇年代にほぼ五十%に、一八二〇年には二十%にまで減少する(しかしこれは宗教的な結婚の前に契約書を作成したものの割合であり、事後に作成された場合を含まない)。マルフアニーが指摘する通りに、作成率が減少すると、作成者は財産のある富裕層に傾斜する傾向があるため、代表制の問題が浮上する。Marfany, J. (2010), "Els canvis en el costum: Igualada en el segle XVIII", en Ros Massana, R. (ed.), *Els Capítols Matrimonials. Una font per a la història social*, Girona, Diputació de Girona, pp. 105-113.
- (49) カタルーニャにおける「結婚契約書」の特徴について、Ros Massana, R. (ed.) (2010).
- (50) 以下、女性が結婚時に持参する財産の総体を「持参財」、その中の現金部分を「持参金」と呼び分ける。なお、結婚契約書は必ずしも結婚と同時に作成されるのではないが、便宜的に「*ノウバ*」では新郎新婦と記す。
- (51) 絹産業者の妻および寡婦の「遺言書」によれば、同業者の娘は十三・六%に留まり(山道、二〇一四、七七一―七三三頁)、絹産業者を新郎とする二二・九件の「結婚契約書」を対象とした共同研究による調査では、新婦の父が新郎と同業だった割合は十一・七九%、絹産業に関わる職人だった割合は二四・八九%だった。Yamanichi y Solà (2018a).
- pp. 168-169.
- (52) Cavallo (2007), p. 162; Romero (2005), p. 256. 同様の説明を、Hufon, O. (1995), *The Prospect Before Her: A History of Women in Western Europe 1500-1800*, London, Harper Collins, pp. 94-95.
- (53) De Moor and van Zanden (2010). ヘイナルによれば「ヨーロッパ型結婚形態」では男女共に晩婚で、十五―十八歳で生家を離れて徒弟や家内奉公などに出る。家族形態は核家族が多く、経済的困難により男女共に独身率が高(十一―二十%)。ジョン・ヘイナル「ヨーロッパ型結婚形態の起源」前工業期における二つの世帯形成システム」ともに、速水融編『歴史人口学と家族史』藤原書店、二〇〇三年所収。
- (54) Zucca Micheletto (2011); idem. (2014).
- (55) 新婦が二五歳未満の場合に文書に記載があるのは、契約主体としての責任能力との関係であり、「二五歳未満ではあるが十八歳以上であり、以上の内容に合意する」と書かれていた場合に十八歳であると推定した。対象とした公証人は Plana i Fontana, Sayrols, Morelló, Ferrús, Elías i Bosc, Portell の六人である。
- (56) 三百リウラという金額について、P・ヴィラールによればバルセロナ総合療養院の記録による建設業親方の日当(一七七〇年頃)が十四ソウ(〇・七リウラ)、職人の日当(同)が十二ソウ(〇・六リウラ)なので、年間に百八十日働いたとして年収は親方で二二六リウラ、職人で一〇八リウラ程度と計算できる。しかし同時にヴィ

ラールは、十八世紀初めから七四年頃まではほぼ一定だった建設業の賃金がそれ以降急激に上昇し、一七九八年にはほぼ二倍になることも指摘する。この賃金の急騰はマドリッドでは起きていない。Vilar, P. (2001), "Transformaciones económicas, impulso urbano y movimiento de los salarios: La Barcelona del siglo XVIII", en *Crecimiento y desarrollo*, Barcelona. Crítica, pp. 162-196. 賃金のよりグローバルなデータは、Feilun, G. (1991), *Precios y salarios en la Cataluña moderna*, vol. II: *Combustibles, productos manufacturados y salarios*, Madrid, Banco de España. を参照（ただし十八世紀後半に関するヴェーラーのデータは踏襲されている）。なお、ヘル織り職人の場合、親方資格取得時のギルドへの納入金が百リウラ（親方の息子・娘婿以外）かかり、工房を開業するには最低でも三五〇リウラ程度が必要だったと考えられる。

Yamanichi y Solà (2018a), p. 173.

- (57) AHPB, Elias i Bosc, 1123/14: 351-353v. 新婦の「持参財」に対する新郎側からの「増額」贈与については、第五章（一）で詳述する。

- (58) アステバの「死後財産目録」からは、親方資格を持たない職人とは言っても田舎に資産を持つ夫婦の余裕のある暮らしがわかる。AHPB, Elias i Bosc, 1123/42: 276v-282v.

- (59) AHPB, Elias i Bosc, 1123/21: 259-262.

- (60) AHPB, Elias i Bosc, 1123/42: 266-274; 69v-71v. 結婚後や財産相続後などに、夫婦が健康な状態をそろって遺

言を遺しておくとはい珍しくなかった。

- (61) AHPB, Elias i Bosc, 1123/46: 381-386. アンソンの死後財産目録には子供用の衣類一式の記録があるが、遺言書等には夫婦に子供がいたことを示す記載はない。

- (62) AHPB, Morello, 1117/6: 153-154v.

- (63) Hufton, O. (1981), "Women, work and marriage in eighteenth-century France", in Outhwaite, R. B. (ed.), *Marriage and Society: studies in social history of marriage*, London, Europa.

- (64) Hufton (1995), pp. 90-91; idem. (1975), "Women and the Family Economy in Eighteenth-Century France", *French Historical Studies*, 9-1, pp. 1-22; Halter (1995), p. 47; idem. (1979), "The 'Programmed' Brocade Loom and the Decline of the Drawgirl", in Trescott, Marta Moore (ed.), *Dynamis and Virgins Revisited: Women and Technological Change in History*, Metuchen, N. J., Scarecrow Press, pp. 49-66. 特に細のブロードの模様を織り出すための織機のローンを引く補助労働に使われ、彼女らは "treuses" (drawgirls) と呼ばれた。

- (65) 註(10)参照。こういったギルド外の労働力の雇用や、本来禁止されていた下請生産が行われていたことは、「死後財産目録」の商品在庫についての記述や、王権に特権工場の認可を申請した際の文書からも推測できる。Yamanichi, Y. (2019), "Los fabricantes de medias de seda de la Barcelona pre-industrial, 1770-1808", en Solà, À (ed.), *Gremios, trabajo, artesanos y género en el sur de*

Europa, siglos XVI-XIX, Barcelona, Universitat de Barcelona/ Icaria, p. 194.

- (66) AHPB, Morelló, 1117/6: 148v-151v.
 (67) AHPB, Artigas, 1086/29: 154v/156v.
 (68) 親方撫糸工バルトゥメウ・マスコロウの娘フランシスカは、数年におよぶ家内奉公とストッキングの縫い合わせの針仕事で稼いだ二百リウラの持参金と箆筒一竿を持つて、靴職人親方ジャウマ・クティナと結婚している。結婚契約書の日付は一七九九年十月であるが、「すでに数年前に」宗教的な結婚はなされていたとあり、結婚後も仕事をしながら持参金を準備していた可能性が考えられる。AHPB, Sayrols, 1114/25: 307-308v.
 (69) 絹リボン織親方アウダルト・ジュルターナの娘マリアレーナは、一七八三年に十七歳で教師と結婚した際には百リウラと箆筒一竿を持参しただけだったが、一八〇三年に三人の子を連れて非常に裕福な公証人ドミンゴ・クルターダと再婚した際には、ラ・リブラリア通りにモスリ生地などを扱う服飾雑貨店を経営しており、店は前夫からの四百リウラの投資以外には「全て自らの手腕によって手に入れたものであるから」、夫の介入を受けずに経営し、自分の財産として所持し続けると述べている (AHPB, Elias i Bosc, 1123/6: 251-253v; 1123/26: 122v-125)。父親はマリアーナの初婚時にすでに亡く、兄ジュアンが絹リボン織りの家業を継いでいる (ibid., 1123/7: 275-278)。マリアレーナが独立して事業を営む才覚ある女性だったことに加え、実家の家業がそれを助けたと思

われるが、一七八五年の女性の経済活動の自由化がこのような女性にチャンスを与えたことを考えられる。

- (70) Zucca Micheletto (2011); idem. (2014).
 (71) Babeanu, A. (1886), *Les artisans et les domestiques d'antrefois*, Paris, F. Didot, p. 178. Cited in Melish (1995), p. 87.
 (72) Lanza, J. M. (2007), *From Widows in Early Modern Paris: Gender, Economy, and Law*, Aldershot, Ashgate, p. 84, 87.
 (73) Halter (1995).
 (74) 例えは「結婚契約書」で持参財に仕事の道具を含むものは皆無に近く、「死後財産目録」で織機などが女性の財産として記録されたり、女性が使っていたと言及されたりするケースも、夫から相続した工房を運営する寡婦の場合を除いてたいへん少ない。絹リボン織り親方フランセスク・ウリバの妻マヌエラが、夫が使っていた複数のリボンを一度に織ることのできる最新の織機の他に、自ら使用するために結婚時に持参したりリボン用の織機を所持していたと記されているのは、例外的なケースである。Yamanichi y Solà (2018a), p. 176.
 (75) 十八世紀スペインの識字率に関する統計は存在しないが、一八八七年の国勢調査によればスペイン全体の非識字率（十歳以上の人口のうち字を書けない者の割合）は六五％（非識字者の六一％が女性）、バルセロナ県では五二％（非識字者の六三％が女性）であり、一九二〇年の国勢調査によればスペイン全体の非識字率は四四％

(非識字者の六一%が女性)、バルセローナ県では二四% (非識字者の六六%が女性) だった。Vianova Ribas, M. y Moreno Julia, X. (1992), *Atlas de la evolución del analfabetismo en España de 1887 a 1981*, Madrid, C. I. D. E., pp. 232-233; 274-275.

(76) サンプル数は今回よりも少ないが、新婦の署名率に関する分析は、Yamanichi y Solà (2018a), p. 175, 表1を含めて署名率に関するデータは Yamanichi y Solà (2019) で発表。

(77) 二百リウラちょうどの持参金を持って結婚した親方の娘二十人のうち署名ありは五人に過ぎないが、三百リウラの持参金を持って結婚した娘十人では署名ありが七人となり、署名ありとなしの割合が逆転するのは二百リウラと三百リウラの間である。

(78) R・クングストによれば、千リウラの持参金を用意することは当時のカタローニャ社会において家族の富裕さの象徴として受け入れられており、持参金の多寡への社会的評価と子供の数は関係しなかった。Congost Colomer, R. (2010), "Els dots com a indicadors de les desigualtats socials i de la seva evolució en el temps", *Ros Massana* (2010), pp. 163-164. 三百リウラという金額の目安については註(56)を参照。

(79) 山道 (二〇一四) 七三―七四頁。

(80) 母親の権利について言及がなかったのは一件のみで、他の一件では六千リウラという多額の資産が与えられていた。

(81) Brietel Salcedo, M. M. (2008), "El cónyuge supérstite en el derecho hispano", *Chronica Nova*, 34, p. 36; Perez Molina (1997), pp. 232-233.

(82) 二三人の絹産業者の妻・寡婦の遺言書を調べた際、複数回結婚していたのは二十七人 (二二・一六%) だった (山道、二〇一四、七四頁)。今回調査した四二五件の結婚契約書では、新婦が再婚だったのは二四件 (五・六四%) にすぎなかった。

(83) トリノ、ヴェネツィア、シエナの研究においても同様の指摘がなされている。Zucca Micheletto (2014), p. 328.

(84) AHPB, Madriguera, 1085/22: 412-414; 443-444v; AHPB, Portell, 1142/36: 240-241; 393-395.

(85) 子供に財産が渡されるのは、男子の場合にはギルドの親方資格などを取得し独立するときか聖職者になるときに、女子の場合には婚姻時か修道院に入るときである。

(86) AHPB, Madriguera, 1085/22: 413v.

(87) AHPB, Sanjoan, 1092/12: 9.

(88) AHPB, Portell, 1142/36: 240v.

(89) リモンの絹織物業におおむね、特に小規模工房において、妻の労働が独立経営を維持できるかどうかの成否に関わる重要性を持ったと指摘されている。そのため妻は子供が生まれても、子供を里子に出すなどして働き続けるを得なかったという。女性の労働参加には、経済的主体性獲得という以外の側面もあったのは当然である。Hufon (1975), p. 13.

(90) 親方が亡くなった後に寡婦が工房の経営を引き継ぐ

とが認められる条件はギルドによって異なるが、多くの場合、毎年分担保金を支払うこと、技術のある職人を雇っていること、再婚せずに亡夫の姓を名乗っていることなどであり、新たに徒弟を雇い入れることは認められなかった。Yamanichi (2014), pp. 337-338, nota 37.

- (91) Arxiu Històric de la Ciutat de Barcelona (AHCB), CAMS, AMM-C-56, 18-381.

(92) 「徴税台帳」によると自身で工房を持つ親方は二割、三割となるが、税負担を安く済ませるための過少申告が日常化しており、この数字は全くあてにならない。

Molas (1970), p. 74.

- (93) Vicente (2008), p. 55.

- (94) Lanza (2007), p. 116.

- (95) Cavallo, (2007), pp. 169-171.

(96) カタルーニャ(およびバレンシア)において、妻は夫の死後一年間は再婚を認められない代わりに、夫の遺言書で妻に財産の相続や用益権が定められなかった場合にも、その間、亡夫の財産により扶養される権利を有した。カタルーニャ慣習法によるこの制度は「哀悼の一年(any de plor)」と呼ばれ、一三五一年にペラ三世により成文化された。妻はその間、持参財と夫からの贈与の返還を要求できなかったが、一年後にこれらが支払われないう場合、亡夫の財産の用益権(usufruct)を得る権利が認められた。この寡婦としての権利行使には、夫の死後一ヶ月以内に「死後財産目録」が作成されていることと、公証人による「結婚契約書」が取り交わされていること

が条件とされた。“any de plor” en Gran Enciclopèdia Catalana (<https://www.enciclopedia.cat/ec-gec-0159386.xml>); Birriel Salcedo (2008), pp. 17-19; Pérez Molina (1997), pp. 226-241.

- (97) 夫が先に亡くなった七五件の夫婦について調査したウィットルによれば、一般的には寡婦の死亡時の財産は夫の死亡時よりも減少しているが、個別の事例では、宿屋の経営やモルトの醸造などで経営能力を示し財産を増加させた女性が存在する。Whittle (2014). 同様の研究は Erickson, A. L. (1999), “Property and widowhood in England 1660-1840”, in Cavallo, S. and Warner, L. (eds), *Widowhood in Medieval and Early Modern Europe*, New York: Longman.

- (98) AHPB, Elias i Bosc, 1123/44, 198-199v.; 199v.-211v.

(99) 「死後財産目録」による取引相手等の詳細の分析は稿を改めた。

(100) 絹のストッキングはアメリカ植民地市場での需要が非常に高く、難破や海賊の攻撃などに遭遇しない限り、大きな利益を上げる取引であった。一七七八年にアメリカ植民地との交易が自由化されると、カタルーニャの海運業者の植民地交易への参加が一気に増加し、船員との信頼関係だけで行なえるマリアのようなやり方の取引に、中小規模の手工業者や女性が参入したようである。なお、ストッキングを植民地市場で売った場合の利益について、筆者が確認した一八〇三年のある記録によるならば、四三七リウラのストッキングの荷に対して、荷を預けた相

手と利益を折半した結果、七五〇リウラの支払いを受け、三二二リウラの利益を得ている。AHPB, Morello, 1117/42, 231; Yamamichi (2019), pp. 198-200.

(101) 残された夫マリアーノは一八〇一年にバルセローナの裕福なガラス職人親方の娘と再婚しており、その結婚契約書によれば、新婦は一二五〇リウラの持参金と衣類やリネン類を入れた二卒の箆筒を持参している。AHPB, Elías i Bosc, 1123/24: 35-37v.

(102) 以下、カタルーニャの相続や婚姻のシステムについて「主として」Ferrer Alos, LI (2007), *Herens, pobles i cabalers: el sistema d'heren a Catalunya*. Barcelona, Editorial Afers; idem. (1991), "Familia y grupos sociales en Cataluña en los siglos XVIII y XIX", en Chacón Jiménez, F. (coord.), *Familia, grupos sociales y mujer en España* (s. XV-XIX), Universidad de Murcia, pp. 119-135; idem. (2009), "Achieving Well-Being in Spain thorough the Single Heir System (18th-19th Centuries)", in Durães, M.; Fauve-Chamoux, A.; Ferrer, Ll.; Kok, J. (eds.), *The Transmission of Well-Being: Gendered Marriage Strategies and Inheritance Systems in Europe (17th-20th Centuries)*, Bern, Peter Lang, pp. 259-290; Pérez Molina (1997); idem. (1994), "Las mujeres y el matrimonio en el derecho catalán moderno", en VV. AA., *Las mujeres en el Antiguo Régimen. Imagen y realidad* (s. XVI-XVIII), Barcelona, Icaria, pp. 19-56 12418。

(103) Pérez Molina (1997), p. 182. 彼の贈与はほとんど新婦

の処女性に対して与えられるという意味を持つため、新婦が再婚の場合には設定されない。ただし、本稿の対象時期には持参金の額との明らかな相関が見られ、現実的には婚姻期間中に運用される持参金の運用益の妻への分与の約束として（夫婦共同財産制の場合の婚姻解消時の財産分与に代わるものとして）機能していたと考えられる。

(104) 一般に持参財の「増額」は、夫婦に子供がいまま妻が夫に先立たれた場合に贈与されないという点において、妻の労働に対する財産分与としては不十分であり、寡婦の権利は結婚契約書内の他の条項や、夫の遺言書などの他の文書により保護される必要があった。

(105) ほとんどの場合に宗教的結婚の日付は記されており、契約が結婚前であるか後であるかは、新婦／妻の苗字と処女 (doncella) あるいは誰々の妻という表記から判断した。しかし稀に日付や年数を記録している公証人がおり、その一人ファルリスによれば、一七八一年八月に契約を交わした飾り紐親方フランセスク・ケールと妻マルガリーダはその四年ほど前に結婚しており、一七八一年九月に契約書を交わしたストックキング製造親方ジュゼップ・トラーラスと妻イザベルは七十六年一月に結婚していた (AHPB, Ferrús, 1121/27: 182-184v, 188-192)。前者は妻の叔父たちが知人から持参金を集めたためなので金策に時間を要した思われ、後者はイザベルの父で非常に裕福な親方だったマテウ・トラーラスが七十六年九月に亡くなったおり、跡取り娘だったイザベルの相続に時間がかかった。

たと推測される。

- (106) García Fernández, M. (1999), "Los bienes dotales en la ciudad de Valladolid, 1700-1850. El ajuar doméstico y la evolución del consume y la demanda", en *Torras y Yun (dirs.)* (1999), p. 134.
- (107) 契約時に支払われな^ら場合には、い^っ支払われるの^かが定められた。フアレーが引用するクディナの研究によれば、結婚前に支払われた持参金はおおよそ半分程度であり、十八世紀後半に全額を支払うのに要した期間（契約書の規定による）は平均して結婚後二年程度だった。Códina, J. (1997), *Contratos de matrimonio al Delta del Llobregat (s. XVI al XIX)*, Barcelona, Fundació Noguera; Ferrer, Ll. (2010), "Les clàusules dels capitols matrimoniais", en Ros Massana (2010), pp. 75-76. 筆者が見た中には長期に支払いを延ばすことを定めた文書はあまり見られなかったが、例外的な事例として、奉公先の女主人から三千リウラもの贈与を受けてフランスのル・ヴェイガン出身のストッキング製造親方ジャン・マルザックと結婚したマリア（バレンシアのアルマソール村の農家の娘）は、結婚前に千リウラを、九年のうちに残りの二千リウラを支払うと取り決めていた（AHPB, Morello, 1117/24, 376-378）。
- (108) 国内移民の女性の場合に結婚契約書が作成されていない割合が高いと推測されることについて、山道佳子「ピレネーから大西洋へ…近代揺籃期のバルセローナにおける絹産業の親方たちとその家族」、神崎忠昭・長谷部史彦編『地中海圏都市の活力と変貌』（二〇二〇年度刊行予定、慶應義塾大学出版会）。
- (109) 寡婦の再婚の事例を含めていないため、先に述べた四〇件ほどの数には異な^らぬ。
- (110) García Fernández, M. (2010), "La dote femenina: posibilidades de incremento del consumo al comienzo del ciclo familiar. Cultura material castellana comparada (1650-1850)", en Dos Guimarães Sá, I. y García Fernández, M. (eds.), *Portus adentro. Comer, vestir, habitar* (ss. XVI-XIX), Universidade de Coimbra/Universidad de Valladolid, p. 123.
- (111) この点への着眼については、公証人文書の読み方について筆者に様々な示唆を与えてくれたリディマ・トーラに感謝した。
- (112) 妻の「持参金」は工房を経営する手工業者にとつて最後の頼みの綱ともなりうる資金であり、新しい家庭の経営資金として使われるだけでなく、夫の父親の事業に投資されることもあった。Yamanichi y Soñá (2018a), p. 171.
- (113) Hafter (1995), p. 45.